債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三)-最 終的な給付の帰属者の優先的保護の法的可能性-

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2009-02-10
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 平野, 裕之
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1453

【論 説

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三)

最終的な給付の帰属者の優先的保護の法的可能性――

平 野

裕

Ż

目

次

直接訴権(ないし直接請求権)の一般論について 問題の提起及び序論的考察

第三者の給付から排他的ないし優先的回収を認める制度(以上七二巻二・三号)

転用物訴権の議論を用いた具体的考察

5

3 2 1

責任保険における保険金請求権について(以上七二巻四・五号) 直接訴権の法理が認められている民法規定1――転貸借の六一三条

直接訴権の法理が認められている民法規定2― -復代理の一○七条二項(以上本号)

6

直接訴権の法理が認められている民法規定1

転貸借の六一三条

法

のではないと考えている (〔8〕以下に詳しく述べる)。

律

六一三条の起草過程

(a)

旧民法について

すべき義務を負った場合に、その修理義務も直接賃貸人に対して負うものと説明しており、金銭債務に限定されるも あるので、賃料債務にその適用が制限されるものではない。起草者も、転借人が特約で自分の負担で賃借物の修理を されており、そこでの義務として起草者により考えられているものは、専ら賃料債務であるが、「義務」というだけで (P) はじめに 現行民法の六一三条一項は、 適法な「転借人は賃貸人に対して直接に義務を負う」ものと規定

が認められており、 ついて直接訴権の規定が置かれなかった理由は明らかではないが、 において下請人または請負人の労働者の注文者に対する直接訴権を認める規定が用意されていたのである。転貸借に 制度の導入自体を否定していたのではなく、復代理における本人・復代理人間の直接訴権(〔窓〕以下)及び請負契約 はなく、六一三条は現行民法において追加された規定である。しかし、後に述べるように、旧民法は直接訴権という 対応する規定はない。ところが不思議なことにフランス民法を多く参照したはずの旧民法では、これに対応する規定 後述するように、六一三条一項がフランス民法の規定を参照したものであることは明らかであり、ドイツ民法には 直接訴権が認められている復代理や下請けの場合とは状況が異なり、この先取特権に基づく転貸 推測すれば転貸料債権に対して賃貸人に先取特権

同時に、

一一三八条の物上代位の適用の結果であるということである。

料債権の行使だけでよいと考えられた可能性がある。

考えられていたか、探ってみることにしたい。 現行民法三一四条に対応する旧民法の規定の起草過程から、 転貸料についての賃貸人の保護がどのように

(イ) ボアソナード草案とその展開

1 ボアソナード草案 ボアソナード草案は、次のような規定を有していた。なお、Projet de CODE CIVIL pour

l'empire du Japon accompagné d'un commentaire par M. Gve Boissonade, nouvelle édition, t. IV, 1891, p293 🖔 |

五六条の私訳である。

けられた動産その他の物に及ぶ。 ボアソナード草案一一五六条 賃貸人がその物が譲受人または転借人の所有に属することを知っていたとしても同 「賃借権の譲渡または転貸の場合において、 賃貸人の先取特権は賃貸場所に備え付

様である。 前項の場合において、その先取特権は、 一一三八条に従い、 譲渡または転貸の対価として主たる賃借人が受くべき

金額についても及ぶ。但し期限前の支払をもって賃貸人に対抗することができない。」 前掲書三〇六頁の理由説明によれば、転貸料に先取特権の効力が及ぶのは、それが賃貸人の所有物の果実であると

法律取調委員会 このボアソナード草案をたたき台として旧民法の制定に向けて審議がされるが、

委員会での審議では、次のような条文が審議に付される。

85 譲受人又ハ転借人ニ属スル事ヲ知ルト雖モ賃貸人ノ先取特権ハ是等ノ物ニ及ブ 草案一一五六条 「賃借権ノ譲渡又ハ転貸ノ場合ニ於テハ賃貸人其賃貸シタル場所ニ備へ有ル動産及ビ其他

シノ物ガ

人ノ受ク可キ金額ニ及ブ但前払ヲ以テ賃貸人ニ対抗スル事ヲ得ズ」

此場合ニ於テ先取特権ハ亦第一一三八条〔筆者注―物上代位の規定〕

ニ従ヒ譲渡又ハ転貸ノ代金トシテ主タル賃借

ること、そして、「賃貸人ノ」というのを「其」と直す字句修正が可決される(『法律取調委員会 民法草案債権担保編議事 審議では第一項につき、「賃借権」を「賃貸借権」と修正すること、そして、「及ビ其他の物」という文言を削除す

筆記』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書10)四〇~四一頁)。

再調査案 再調査案では以下のように若干の修正がされるが、議論は全くされずそのまま議決される(『法律

叢 取調委員会 民法担保編再調査案議事筆記』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書11) 八三頁)。

「賃借権ノ譲渡又ハ転貸ノ場合ニ於テハ賃貸人ガ賃貸場所ニ備へ有ル動産物ノ譲受人又ハ転

律 此場合ニ於テ先取特権ハ第一一三八条ニ従ヒ譲渡又ハ転貸ノ代価トシテ主タル賃借人ノ受ク可キ金額ニ及ブ但前払 論

再調査案一一五六条

借人ニ属スルコトヲ知ルト雖モ其先取特権ハ是等ノ物ニ及ブ

法

ヲ以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ズ」

ている。

(ウ) 旧民法の規定について 先取特権については、次のように現行民法三一四条の原型となった規定がおかれ

財産担保編 一五〇条 「賃借権ノ譲渡又ハ転貸ノ場合ニ於テ賃貸人ハ賃貸場所ニ備へ有ル動産ガ譲受人又ハ転借人

ニ属スルコトヲ知ルト雖モ其先取特権ハ此等ノ物ニ及ブ 此 【場合ニ於テ先取特権ハ第一三三条 〔筆者注―物上代位の規定〕 ニ従ヒ譲渡又ハ転貸ノ代金トシテ主タル賃借人ノ

受取ル可キ金額ニ及ブ但前払ヲ以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ズ」

フランスでは既述のように、 初期には直接訴権を債権への先取特権でもって構成する学説があり、 直接訴権と先取

旧

接訴権への言及はない。 本条についての理由書の説明では、 転貸料債権に対する先取特権につき、①それは自己の物の果実であるのみなら

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) ず、②一三三条の物上代位の適用によるものであると説明がされており、草案の説明から全く変更はない。(2) る動産を以て担保せらるるものなり故に賃借権が何人の手に移りたりととて之れが為めに其物権の消滅す可べき謂は 起草補助委員であった宮城浩蔵は、第一項について、「賃貸人の権利は一の物権なり其権利は賃貸場所に備へられた

項については、その根拠を一三三条の物上代位の適用なりというだけである。(3) れはなく且つ其担保権の消失すべき原由なきものと謂はざる可からざるなり」 (原文カタカナ) と説明し、 また、

注

2

 $\widehat{1}$ 梅謙次郎『民法釈義巻之三』六五六頁

3 宮城浩蔵『民法正義 債権担保編 第壱巻』(信山社 CODE CIVIL de L'empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs, t IV, 1891, p175 日本立法資料全集 別巻60)七三一頁以下。

現行民法の起草過程

賀山論文に譲りたい。(2) 条の審議において三一四条の先取特権を制限する必要に迫られたからであることが加賀山教授により明らかにされて この経緯については、 既に加賀山教授による詳細な紹介があるので、簡単に紹介をしておくに留め詳しくは加(1)

旧民法にはなかった六一三条が規定されることになった経緯については、

現行三一四

条の原案である草案三一五条の審議において、 (ア) 三一四条 (草案三一五条) の審議 転借人を保護する必要性が議論された(『法典調査会 明治二七年一〇月二三日の法典調査会第三九回における、 民法議事速記録二』 現行三一四

(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書2) 四三〇頁以下)。ちなみに、草案三一五条は次のような規定である。 草案三一五条 「賃借権ノ譲渡又ハ転貸ノ場合ニ於テハ賃貸人ノ先取特権ハ譲受人又ハ転借人の動産並ニ譲渡人又

転貸人ノ受取ルベキ金額ニ及ブ

譲受人又ハ転借人ハ前払ヲ以テ之ニ対抗スルコトヲ得ズ」

草案三一五条の参照条文としては、旧民法担保編一五○条 (→ [73] ヴ) の他、イタリア民法一九五八条三項が挙げられ

叢 ているだけである。 起草を担当した穂積博士の説明によれば、本条は旧民法担保編一五〇条にわずかの修正をしただけ、

律 ある) の規定であり、第二項の「之ニ」というのは漠然なので「賃貸人ニ」と修正すること(これは旧民法通りに戻しただけで が述べられる。

論

審議の際には、

磯部四郎により、

法 以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ズ」とする修正案が提出され、これが可決される。そして、六一三条との関係で注目

第二項に譲受人が入っているのはおかしいということで、「転借人ハ借賃ノ前

払ヲ

なくても賃貸人の債権が残っている以上は、 賃料を支払っていないために、 されるのは かという長谷川喬委員の質問である。梅博士は(三一四条の起草者ではないが後の賃貸借の規定の起草者)、初めは前払 (転貸料債権への先取特権の問題ではないが)、転借人が賃借人には転借料を支払ったのに、賃借人が賃貸人に 転借人が賃借人の債務につき自己の動産で責任を負わなければならないのは酷ではな 転借人の動産を差押えることができると答えるが、長谷川委員のそれは

「其代はり賃貸借の所で斯う云う規定が出来やうと思ひます。転借人が若し自分の直接の賃貸人即ち一般に云うと

次のように返答することになる。

不都合ではないかという追及に対し、

原賃貸人に家賃地代を払ふことを得ると云う規定が先きに往つて出来なければならぬ。斯う云う規定が出来ますれば 少しも不都合はなからうと思います」(原文カタカナ)。 始めの賃借人、 其賃借人がまた家賃地代の引負ひがあると云う時には、 自分の賃貸人に払わずして直接に始めの即ち

ることが約束されたが、どのような規定が作られるかは議論が賃貸借の規定へと先送りされる。いずれにしても、三

転借人が賃貸人に支払ができるようにして不利益を転借人が回避するようにす

このように、

賃貸借の規定の所で、

四条の審議過程からは、 (イ) 六一三条 (草案六一六条) 直接訴権との関係は何も説明がされていないに等しいといってよいであろう。 (3) の審議 法典調査会の明治二八年六月二一日の第九六回の審議では

かけられ、 会民法議事速記録四』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書4)四〇四頁以下)、現行民法六一三条と全く同じ規定が審議 第二項は旧民法財産編一三四条三項と同じであるが、第一項は旧民法にはなかったが「必要であろうと考えます」。 この規定について、 梅博士よりその趣旨として以下のように説明がされる。

ないかと思います」(原文カタカナ)。 借人は賃貸人に対して直接の義務を負うとした方が或はあの規定〔筆者注――三一四条であろう〕とも権衡を得やし 便利であろう」し、 何故ならば、転借人は賃借人に対して義務を負うのみならず、賃貸人に対しても直接に義務を負うとしたほうが「万事 また、 外国にも同様の規定がある。 また、 借賃につき先取特権の行使ができるのであるから、「転

ると述べる。草案六一六条については、権利の側から規定したほうがよいかという議論がされるが、そのまま可決さ に規定をしたものであり、この規定が可決されたならば整理の際に草案三一一条(先の草案三一五条) なお、 既述の草案三一五条二項は、 先取特権の問題ではないため、 賃貸借の所に移した方がよいので本条 の末文は削除す 項後段

そのため、草案三一五条二項にあった「譲受人又ハ転借人ハ前払ヲ以テ之ニ対抗スルコトヲ得ズ」という規定

90 は、 した六一二(現行六一三条) 『法律取調委員会民法草案議事筆記 』 (商事法務研究会 日本近代立法資料叢書15)によると、削除され六一六条を修正

いて不思議ではないが、起草者が密接に関連した制度と理解していた証拠ということはいえるであろう。(5) れることになる。 直接訴権と転貸料債権への先取特権とが異なる制度であるならば、両方にこうした規定を置いてお の一項後段に「此場合ニ於テハ借賃ノ前払ヲ以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ズ」と規定さ

る。しかし、 いく)、その後の本条の起草者梅博士の教科書でこれが直接訴権制度を導入したものであることが明言されることにな れず、その意義についても単に便利というだけであるが(この便利といった説明が民法施行後の教科書の説明に受け継がれて 起草過程についての結論 一○七条二項についてもそうであったが、現行民法の制定の際に直接訴権ということが起草者により十 審議の際には六一三条の規定が「直接訴権」の規定であるということは明言さ

述べる併存説に立脚しているかのようであり(断言は避ける)、併存説では転借人が転借料を支払えば転貸料債権への 先取特権はなくなるかもしれないが、賃貸人の賃借人に対する債権がある限り転借人の物についての先取特権が存続 ということについては、三一四条での先の議論との関連性は全く言及されていない。そして、起草者自身も、 79 に

してしまうのであり、三一四条の制限は果し得ないのである。(6)

律

学説の解釈により種々の義務に拡大されていくことになる(〔8〕以下)。

消化されていたかははなはだ疑問といわざるをえない。そのため、

金銭債権に限定されず、

施行後の

三一四条の転借人が支払った後にもその物につき先取特権を負担しなければならないということを制限する

法

論

分に理解され、

叢

賃借人が転借人に対して債権を有していることが前提になり、 転説を採用するのである。 ところが、〔79〕に述べる移転説では三一四条の制限という趣旨が実現できるとして、後述のように加賀山教授は移 即ち、 直接訴権は飽くまでも賃借人の転借人に対する転貸料債権を取得できる権限であり、 また、 その債権に限界づけられるからである。こうし

GB五五六条三項)、これは併存的債務引受と分析されているということである。

本条の担当ではないが起草委員の梅博士は、その『民法要義巻之二物権編』(有斐閣復刻版)三五一頁では、

転借人の動産

3

草者の意思は明瞭ではないので、起草者の意思からはいずれの構成を是とすべきかは決定できないところである。 料債権を取得するからであり、 の債権が存在することを前提とするということは、私見の優先的ないし排他的代位権という構成でも可能であり、 賃貸人が転借人の物の上の先取特権を行使できるのは、三一二条で先取特権のついた賃借人の転借人に対する賃 直接訴権を前提とし、その帰結にすぎないことになる。しかし、このような、 賃借人 起

:±

- 1 加賀山茂「民法六一三条の直接訴権《action directe》について(一)」阪大法学一〇二号(昭五二)七二頁以下。
- $\widehat{2}$ うであり、但し賃貸借契約終了による目的物の返還については、賃貸人に転借人に対する直接の返還請求権が認められ て賃貸人に対抗できないことが明記されていた。なお、ドイツ民法では、このような規定はなく先取特権だけで対処するよ ている。それによると、例えばイタリア旧民法典では、転貸借契約の転借人の義務の範囲に限られること、また、前払をもっ ちなみに各国のこの問題に関する規定については、加賀山・前掲論文(一)阪大法学一〇二号八三~八四頁に紹介がされ B
- 又は賃借物の転貸を為さざれば、賃貸人は其動産に付て先取特権を有すべきものとするは其当を得ざればなり。況や賃貸人 は往々賃借人の動産と転借人の動産とを識別することを能はざるに於てをや」(原文カタカナ)。 への先取特権につき、次のように述べるだけである。「此権利を賃貸人に与へたる理由は他なし。若し賃借人が其権利の譲渡
- 4 やすいと起草者が考えていたことが、その理由とされている(加賀山・前掲論文(一)阪大法学一〇二号八五頁)。 加賀山教授の分析によると、義務から規定したほうが転借人の義務の範囲に賃貸人の権利が制限されることを明らかにし
- 5 は直接訴権とは別個の制度と理解しておいてよいであろう。 料債権の先取特権については三一二条から当然にでてくるものではないので、少なくともこれについての先取特権について てはそういえるし、また、転借人を自分の債務の範囲に限定する意図で六一三条一項が作られた経緯にも合致するが、転貸 加賀山教授は、後述のように三一四条は直接訴権の制度と三一二条との帰結であるという。確かに、転借人の動産につい
- 6 動産の上に先取特権を行使せれるものとするのは、酷にすぎる。賃貸人の保護は物上代位の範囲にこれを止むべかりしも そのため、 柚木馨·髙木多喜夫『担保物権法 (第三版)』(昭五七) 六二頁は、「譲受人や転借人が他人の債務のために自己

のであろう」と述べるのである。立法論としては、 いう趣旨である 賃借権の譲渡代金債権や転貸料債権への先取特権に限定すべきであると

いうことである 民法制定後の理解 以上の起草過程からいえることは、六一三条の直接訴権の規定は、二つの意味があると

るように、賃貸人の賃借人に対する債権のための先取特権を転借人の動産に拡大する三一四条の規定につき、転借人 の債務の範囲内に限定をするという意味がある。 ア 三一四条の先取特権の制限 先ず、三一四条での議論を受けて六一三条が制定されたということから分か

貸人は三一二条の先取特権を伴う賃借人の賃料債権を六一三条一項の直接訴権により取得でき、このことを三一四条 は確認したにすぎないと位置づけることにより、 どう制限されたのかというと、この点は必ずしも明らかではない。加賀山教授は直接訴権を移転説で構成するため、賃 転借人の責任の自分の債務への限定を動産についての先取特権につ

確かに六一三条の制定に際してはそのような意識があったとはいえるであろうが、しかし、

三一四条が六一三条で

ていたとさえとれるところである。そして、併存説では、六一三条と三一四条は別個の制度ということになり、二つ の保護が重畳するだけであり、六一三条が転借人の債務に制限されることが当然に三一四条の制限に結びつかないは いても説明しようとする。しかし、起草者がそのような理解を本当にしていたのかは疑問であり、 寧ろ併存説によっ

イ 賃貸人の保護 更に直接訴権がその訴権を認められる賃貸人の保護になることは明らかであり、それが便 ずである。

利だと説明されているのである。 しかし、 転貸借の場合について三一四条で先取特権が認められているので、 復代理

ずであり、

その存在意義は非常に不明になる。

担保目的

からは、

は詳しくは後述することにして、要点を先ずここで確認をしておこう。

法定担保たる先取特権との関係で、

その存在意義が解明される必要がある。

起草者の理解について

推察されるが、 や下請けなどと異なり直接訴権の規定を置く意義は殆どない。 いずれにせよ、 先取特権に基づいて債権質同様に取立権を認めれば、 これが旧民法で直接訴権規定が置かれなかっ 直接訴権による必要性もない た理 由と は

ものであることをその教科書では明言していたにもかかわらず 六一三条については起草者の梅博士が直接訴権を認めたものであり、フランス民法における解釈に倣っ (但し起草過程では直接訴権という言葉は一度も口にしてい た

求を認めた便宜的規定といった程度の理解しかしてこなかったところである。 (1) ない)、民法施行後の学説・ すれば直接の請求を認めることの法的意義が十分には解明されていなかった。 同 様 に直 |接の請求を認める債権者代位権また債権に対する強制執行との関係、 判例は後述のようにこの規定に特に注目することなく、 直接訴権の法的意義については、 しかも、その賃貸人保護の中身、 他方で、 単に賃貸人保護のために直接 債権の優先的 回 収という 換言 の請 一方

取り立てをすることができ、 の代位権と先取特権との関係においても言えることであり、 1 先取特権との関係 かつ他の價権者を排除できるので、代位権にも直接訴権にもよることを必要としないの 後述するように、 殆ど先取特権とは別に直接訴権を認める意義はない。 債権質同様に、 先取特権に基づいて債権者が自己の名で このことは、 次

あろう。 2 債権者代位権との関係 直接訴権では、 債務者の無資力要件が不要である。②次に、債権者代位権という債務者の責任財産 價権者代位権との関係では、 六一三条の直接訴権制度は二つほどの意義を有するで

を総債権者のためにその代表として保全するという制度であるとすれば、本来ならば債務者への支払いまたは供託し

である。

論

律

法

(2)⁷⁶

直接訴権を認める根拠

叢

取立を可能にするという意義があることになる。(2) という要件は不要となるが、債務名義が必要になり、六一三条はこれとの関係では債務名義なしに第三債務者からの ならない。また、差押えとの関係についても付言しておくと、債権の差押えそして取立については、

者の点については、現在の判例によれば代位債権者は自分への支払いを請求できるので、特別の利点ということには か請求できないことになるが、この制度は債権回収制度であるので自分への支払いを請求できることになる。但し、後

債務者の無資力

 $\widehat{2}$ $\widehat{1}$ 例えば、我妻栄『債権各論中巻一』(昭三二)四六二頁、

法トライアングル教室』(平一一)二〇七頁以下及びその引用文献参照。 債権者代位権と債権の強制執行手続きとの関係については、磯村保「債権者代位権に基づく金銭債権の回収」

磯村保他『民

(a) 六一三条の趣旨

(T)

賃貸人保護の中身

説はこの点を明らかにすることなく、この程度の意義のみを想定していたということができよう。 権の差押との関係につき、 法的な存在意義を有しているものであるが、それに尽きるものであろうか。これまでの学

右に見たように、六一三条は債権者代位権との関係、また債務名義が不要という点で債

についてある程度説明を試みる者があった。例えば、中島博士は、このような規定がないと、「転貸人(賃借人) 起草者が直接訴権の規定ということを認めていたことは次に述べるが、民法施行後の学説にも、 賃貸人保護の中身 が転

不条理を避くる為」(原文カタカナ)六一三条一項が規定されたものと説明をしている。 (2) しかし、その後、 この賃貸人を賃借人の転借人に対する転貸料から優先的に債権の回収を可能とするとい た趣旨

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) は、 教授の論文により発掘される。既述のように本規定は旧民法にはなく(転貸についての財産編|三四条にこのような規定は(3) 程度の説明がされるに止まるようになってしまう。 六一三条の説明では特に強調されることはなくなっていく。 昭和五〇年代に入って、 現行法の解釈としては忘れられていた直接訴権という根拠づけが、 単に直接の請求を認めるのが便宜的であるといった 先の 加 賀山

うことに意義があるのである。起草者がどれほど正確にその意義を理解していたかは明確ではなく、 条は直接訴権を導入した規定であり、 なかった)、現行民法の審議に際して浮上してきた規定である。フランス法を受け継いだ本来の趣旨によれば、 に賃借人に対する債権 (金銭債権)につき賃借人の転借人に対する債権から優先的な回収を可能にするという制度とい その意義は直接の請求権を認めた便宜的規定というものではなく、 民法修正案理由 寧ろ賃貸人 六一三

るに転借人に対する直接の権利を以てするも可なり。 「本条一項は、 転貸の場合に於ける賃貸人の利益を保護せるものなり」。「既に賃貸人の承諾ありとすれば之に与ふ 本案三一一条〔現三一四条〕には既に賃貸人の先取特権は転借

(その当時の案では六一二条)につき次のような説明がされている程度である。

人の動産及び転貸人の受くべき金額にも及ぶとせるを以て今一層之を拡張し、賃貸人と賃借人との間には直接の権利

書でも、六一三条

96

担したるものに止まり、先きの賃貸借契約に因りて賃貸人の負担せる義務の如何に大なるも之に関係を有せざるなり」

関係を生ぜしむるも何の付加があらん。亦転借人にありても賃貸人に対する義務の範囲は唯自己が転貸借に因りて負

るものである。この点につき、三一四条で賃貸人に賃借人の転借人に対する賃料債権について直截に先取特権が認めら 訴権ないし同様の制度を一般的に認めていくことを解釈論として考える立場では、その認否の基準のために参考にな れたからよいとして、では、どうして優先的扱いがされるべきかという点についての説明をみていこう。これは直接 イ 賃貸人を優先的に保護する根拠 ところで、そのような賃貸人に優先権を認める規定であることは解明さ

論 賃貸人が賃借人に対してしか権利を持たず、転借人に対して権利を持たないとするのは「時として不便なきに非ず。

れているので、その趣旨と共通のものとなりえようが、六一三条につき起草者梅博士は、次のような説明をしている。

法 律 けんや。是に於か本条は賃貸人に与ふるに転借人に対する直接の権利を以てせり」(原文カタカナ)。 蓋し賃借人は賃貸人に対して其義務を尽くさず、而も転借人は賃借人に対して其義務を履行すること稀なりとせざる べし。此場合に於ては賃借人唯り利益を専にして賃貸人は大に損害を被むるの虞あり、而して是れ豈に公平と謂うべ

系書を見ると三宅教授がこれと類似した説明をしていることは注目されよう。但し、先取特権が認められるので、そ(6) その後の学説は、六一三条の趣旨自体を十分理解していないため、説明がされることがないが、加賀山論文後の体 先取特権以外にこのような権利を認める意義については別の疑問が残らざるをえないこと先に指

摘した通りである。この点について詳しく次にみていこう。(?)

:-

1 中島玉吉『民法釈義巻二之下』(大五)六八五頁。また、松波仁一郎・仁保亀松・仁井田益太郎『帝国民法〔明治二九年〕

益を来すことがあるので、このような権利を認めたものと述べるだけである(直接訴権という言葉は使われていない)。 第六巻 債権』(信山社 日本立法資料全集 別巻10)一一四七頁は、直接の関係がないとすると、往々にして賃貸人に不利

2 が転借人に自分に履行するよう請求する権利がないと「実際上きわめて不便にして其利益を十分に保護することを得ず」(原 借人は他人の所有物を使用収益せしめ借賃を受取り不当に利得を為すの不公平なる結果を生ずるに至るべし」、また、賃貸人 ありえ、「賃貸人は自己の所有物の使用収益を為さしむるの対価として其正当に領収すべき借賃を領収せざるに拘わらず、賃 頁も同様である。横田博士は、転貸人=賃借人が転借人から賃料を受けておきながら、賃貸人には賃料を支払わないことが 村上恭一『債権各論』(大三)五九七頁。横田秀雄『債権各論』(明四五)五二〇頁や大谷美隆『債権各論』(大一三)一三三

3 た、座談会「民法を語る⑫民法六一三条の直接訴権(上)(下)」Law School三〇号、三一号(昭五六)も参照。その後、六 文カタカナ)ということを、六一三条一項の根拠として挙げている。 述べることはない。 る(三宅正男『契約法(各論)下巻』(平元)七八九頁)。しかし、多くの教科書は、加賀山論文の後もこの点につき詳しくは 一三条は直接請求権(訴権)を認め、債権者平等の原則を修正したものであることを体系書でも記述するものが現われてい 加賀山茂「民法六|三条の直接訴権 action directe について(一)(二・完)」阪大法学一〇二号、一〇三号(昭五二)。 ま

- (4) 広中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』五八七頁。
- (5) 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編』(有斐閣復刻版) 六五六頁。
- 6 権に基づく先取りを認める根拠がある」と説明される。 損害賠償の債権は、賃借物自体またはその使用の対価ないし変形だから、これを賃借人の一般財産と区別して、賃貸人の債 三宅正男『契約法(各論)下巻』(平元)七八九頁では、「賃借人が転借人に対して有する転借料や転借物の滅失毀損による
- 7 は含まれているので、六一三条を類推適用する余地がある。 借地人が借地上の建物を賃貸する場合には、土地の転貸ではないとされているが、 土地の使用分も建物の賃貸料に

転貸料につき賃貸人が先取特権を持つことを肯定している。しかし、 転貸料債権への先取特権について 民法は、 六一三条の直接訴権の他に、三一四条で動産先取特権として、 転借料については、 転借人の持ち込んだ動産へ

98 の先取特権とは異なり、債権に対して先取特権を認めるものである。そのため、三一四条については、「本条の規定は(宀)

其精神に於てやや第三○四条に類する所ありと雖も亦大に其趣旨を異にせることは敢て蝶々を俟たざるべし」と言わ

れている。なお、旧民法では、果実ということ及び物上代位の適用により説明されていたことは、既に述べた通りで(2)

ある (→ [73])°

は物上代位に類似するということを述べるだけであり、その後の学説も特にこの点についての詳しい説明をするもの ア 転貸料への先取特権の根拠 三一四条の転借料への先取特権の根拠については、右に述べたように起草者

法 律 同じかのような説明がされるようになっている。その他、このような説明をする学説は多い。(6) 三〇四条を拡張したものである」、「三一四条後段は物上代位(三〇四条)の趣旨に基づく」などと、物上代位と全く(5) その後、「物上代位の思想の現われであるから、至当なものである」、「物上代位(…)の理論を適用した結果であって、(3)

論

1

物上代位と同趣旨の制度とする理解

起草者梅は、物上代位の精神に類するといった程度の説明であったが

は敢て蝶々を俟たざるべし」(原文カタカナ)と述べていたが、その後の学説としては少数ながら物上代位と異なると(7) 草者の梅博士も三一四条の「規定は其精神に於て↓第三○四条に類する所ありと雖も亦大いに其趣旨を異にせること 物上代位とは異なるという理解 これに対し、物上代位とは異なる制度であると位置づける学説もある。起

その賃借権は先取特権の客体であつたものではないからである。立法の趣旨も亦物上代位に於けると同一ではない」

た場合に、その変形物の上に権利を行はしめる制度なるも、三一四条後段に所謂金額は賃借権の変形したものであり、

山下教授は、この制度を物上代位と考えることはできない、「何となれば、物上代位は本来の客体が変形し

べき債権であるので、 しかし、次に述べるように、 払渡前に差押えの手続きをとらなければならないという。 債権が先取特権の客体となり、 その点で物上代位と同様に弁済によって消

加賀山教授は先の梅説明を引用しながら、「民法三一四条と、民法三〇四条の物上代位の制度とは、 以上に対し、 直接訴権を移転説で構成し、三一四条は移転説と三一二条とによる当然の規定であるという立場から、 大いに趣旨を異に

するものである」と評している。

- により賃借人の転借人に対する賃料債権は賃貸人に移転し、 につき移転説を採用すれば三一二条と結びついて当然の帰結ということになる。 人に移転することになる。従って、「三一四条というのは、直接訴権の理論からみれば、 3 直接訴権 =移転説 六一三条の直接訴権につき移転説を採用する加賀山教授によれば、三一四条は六一三条 賃借人の有していた先取特権も担保の随伴性により賃貸 即ち、 当然の規定である」とされる。(10) 賃貸人による直 接訴権の行 使
- そも直接訴権は直截に担保権が説明できればそれにこしたことはないものであり、 ず、六一三条の直接訴権の帰結にすぎないと考えるわけである。 三条と三一四条とは異なった制度であると考えているのであるが、③説は三一四条に特別の制度としての意義を認め 権ないし排 4 評価 転貸料債権は直接訴権の対象になるというのみでありこれへの先取特権は説明できないことになる。 他的代位権説の立場でも導くことは可能である。しかし、③説では、 -優先的代位権説の立場から 先の①説も②説も〔78〕(小に述べる併存説の立場を前提として、 同様の結論は、 転借人の動産の上の先取特権は 移転説のみならず私見の優先的代位 三一四条を転貸料債権に先取特権 そも

先取権者は債権の取立権を有し、 (イ) 先取特権者の取立権 !の有無及び差押えの要否 他方で、債務者は債権の受領権を制限され、 物上代位の場合には、 第三債務者による債務者に対する支払い ①債権質と同様に、 物上代位をした

を認めた制度として、六一三条と競合するが別の制度と考えてよいと思われる。

論叢

られないとして、反対する考えもある(〔78〕注5参照)。 物上代位が認められるからといって、当然に先取権者に取立権を認めて債務者の受領権を制限するという結論は認め しめる対抗要件として差押えが要件とされているのであるが(現在の判例である第三債務者保護説)、②これに対しては、 は債権者に対抗できず、このような不利益を避けるために三〇四条一項但書で、そのような制限を第三債務者に知ら

が多いが、これについてはこの規定を物上代位と同様の制度と考えるかで学説が別れてくる。(1) 条文上差押えが特に要件として掲げられていないというのは事実である。学説には、この点について言及しないもの 三一四条の転貸料債権への先取特権については、この点は明らかとはいえない。物上代位と全く同じではないとい 起草者も認めているところであるが、差押えという要件の点に差を認めるのか不明である。いずれにせよ、

法 律 えなくなると解さなければなるまい」と述べる。その他、古くから、差押えを要求する学説は多い。これは物上代位(ミョ) 先取特権を行使するには、三○四条の趣旨からみてこれらの金額の払渡し前に差押えをすることを要すると解される∫ の議論における特権説また差押えの位置づけにおける特定性保持説の影響、特に後者の影響が大きいものといえるで と述べられている。 1 差押必要説 林教授も、「金銭が債務者(賃借人)に払い渡された後には特定性を失うから、先取特権は行使し 先ず、物上代位と同様の制度と理解するものは、差押えを必要とする。例えば、「賃貸人がこの

必要であるとしている。(5) 定の金額を受くべき債権であるから、其の払渡によつて客体の消滅を生ずるに至るが為め」、払渡前に差押えることが 他方で、物上代位とは異なる制度であるという学説も、「この場合に於ける先取特権の客体は、前述したるが如く一

あろう。

2 差押不要説 これに対し、差押えを要しないという考えもある。薬師寺博士は、 次のように述べている。

さなければならぬ」(原文カタカナ)。(6) 押を為すことなしに、先取特権を行使し得るものである。故に物上代位の場合は、 は めたものと解すべく、従って例外規定を置かない此先取特権に付いては其行使に債権の差押を必要としないものと解 差押えを必要とする学説は、「いったん其金額を払渡し他の金銭と混同したる後に到って、 他の債権者を害するからいけないと云うのである。然し債権が先取特権の物体たる場合には、 明文規定を設けて特に其例外を定 先取特権を行はしむる 理論上其債権

質においては、 要求されているのである(三六四条一項による四六七条一項の準用)。 が可能であり、 この考えは、債権に先取特権の効果が及ぶときは、 物上代位における差押えでその代わりたらしめようとした第三債務者に対する対抗要件は、 特に三〇四条のような例外が規定されていない限りその通りになるという論理である。(エイ) 債権質と同様に当然に差押えを要することなく取立をすること しかし、

注

- 1 債権担保編|五○条二項で、賃借権の譲渡または転貸の場合に、「先取特権ハ第|三三条〔|三二条の誤りか〕ニ従ヒ譲渡又 (大一二)四六頁など、古くからその金額を受ける債権が先取特権の目的であることが認められている。 転貸ノ代価トシテ主タル賃借人ノ受取ル可キ金額ニ及ブ但前払ヲ以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ズ」と規定がされていた。 富井政章『民法原論第二巻物権』(明三九)三七○頁、薬師寺志光「借地ニ因ル先取特権ヲ論ズ」『横田博士還暦記念論文集』 なお、 旧民法では、
- 2 3 我妻栄『新訂担保物権法(民法講義川)』(昭四三)八一頁。 梅謙次郎『民法要義巻之二物権編』(明四四年訂正増補改版の復刻版による)三五三頁:
- (4) 柚木馨・高木多喜夫『担保物権法(第三版)』(昭五七)六二頁。
- 5 法』(平三)二九二頁(尾崎三芳)も、物上代位の理論を拡張したものと述べる。 川井健『民法概論2物権』(平九)三〇〇頁(同『担保物権法』(昭五〇)三〇五頁も同じ)。高木多喜夫『担保物権法 四三頁も、 物上代位の法理に基づくものであり、三〇四条を拡張するものであるという。椿寿夫編

叢

 $\widehat{11}$

法

- $\widehat{\underline{6}}$ 次郎『担保物権法下』七一八頁、横田秀雄『物権法』(明三八)六四五頁なども同様 譲渡人又は転貸人に対して支払うべき金額は賃借権又は賃借物の法律的処分に因りて生したる収益と見るを得べきが故なり」 『全訂担保物権法』(初版・大四)一九三頁は「物上代位の規定と相似たり」といい、その理由として「饟受人又は転借人が (原文カタカナ)と述べる。今泉孝太郎『物権法論』(昭四二)二五二頁も立法趣旨は物上代位と同様という。その他、 勝本正晃『担保物権法論』(昭一五)一九五頁は、「物上代位と同一の立法趣旨に基づくものである」と明言する。三潴信三 石田文
- 7 梅謙次郎『民法要義巻之二物権編』(有斐閣復刻版)三五三頁。
- 8 山下博章『担保物権法論』(昭三)一三一頁。小池隆一『担保物権法論』(昭一二)一六四頁、小林俊三『担保物権法』 留
- $\widehat{10}$ 9 座談会「民法を語る⑫民法六一三条の直接訴権(上)」Law School三○号(昭五六)一二六頁における加賀山教授の発言。 加賀山・前掲論文(一)阪大法学一〇二号八〇頁注(36)。 八七頁も同旨である。
- 12 二』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書2)四三八頁)。 云ふ以上は既に受取つて仕舞つたものには先取特権が及ばぬと云ふことになる」と述べている(『法典調査会民法議事速記録 先取特権の実行としては、裁判外で取立をすることはできず、差押えをして取り立てる必要があると考えているようである。 くものであり、賃貸人が先取特権の実行として転借人に対する賃借人の債権を差押え、転借人に対し取立訴訟を行うことがで 川井健『民法概論2物権』(平九)三〇〇頁。なお、法典調査会の審議の中で、磯部四郎委員が、「*…受取ルベキ金額』と 三宅正男『契約法(各論)下巻』(平元)七九〇頁は、三一四条の転借料に対する先取特権は「直接訴権と同一の根拠に基づ また賃借人の破産の場合に別除権を行使できる以上、直接訴権を認める必要性は少ない」と述べており、これからすると、
- 14 13 『担保物権法論』(昭一五)一九五~六頁。中島玉吉『民法釈義卷二ノ下』(大五)六八五頁、石田文次郎『担保物権法論下巻』 趣旨から払渡し前に差押えをすることが必要と考えられている(『注釈民法(8)』(昭四〇)一四二頁(甲斐道太郎)、川井健 て、公吏保証金の先取特権(三二〇条)があるが、特定債権への先取特権ということで、その行使にあたっては、三〇四条の (昭一一)七一八頁も、目的が價権であるので、払渡し前に差押えをすることが必要であるという。他方、 『担保物権法』(昭五○)三○七頁、伊藤進編著『法学ガイド』民法Ⅲ(担保物権)』(昭六二)二七頁〔伊藤進〕など通説)。 遊佐慶夫 『民法概論物権篇』(大九)二八三頁、沼義雄『綜合日本民法別巻第三 担保物権』(昭一三)七五頁、 林良平編集『注釈民法(8)』(昭四〇) 一二八頁。なお、同じく、民法によって債権への先取特権が認められている例とし 横田秀雄 勝本正昇

論』(大一○)三一七頁は、三一四条の「金額は支払以前のものを意味し賃貸人が其特権を保全する為めには第三○四条の場

くことにしたい。

る財産にして従て三○九条〔三○四条の誤りであろう〕の物上代位の趣旨に基きて之を以て先取特権の客体とせんなり」と 博士述『担保物権法』(年月日不明)八一~八二頁によると、鳩山博士も「之等の金額は賃借権の法律上の処分のため生じた 合と等しく差押の手続きを必要とする」と、「金額」が目的であることを強調する(同改版増補六四六頁も同じ)。なお、鳩山

- 16 15 小池隆一『担保物権法論』(昭一二)一六四頁。山下博章『担保物権法論』(昭三)一三一頁も先の同旨を述べている。 薬師寺志光「借地ニ因ル先取特権ヲ論ズ」『横田博士還曆記念論文集』(大一〇)四九頁:
- 17 頁も差押不要説か。 九)四○六頁も差押え不要説であり、また、田島順『担保物権法』(昭九)五九頁、今泉孝太郎『物権法論』(昭四二)二五二 くするために(→注(6))、立法論としては差押えを条件とすべきであるという。その他、遊佐慶夫『民法概論物権篇』(大 三潴信三『全訂担保物権法』(大四)一九三頁も差押えを解釈上は不要というが、三一四条は三〇四条の規定と性質を同じ

(1) 転貸料債権をめぐって――六一三条の制度趣旨の考察を兼ねて

るが、 一三条一項の権利を「直接訴権」と称して、債権者代位権と先取特権との比較をしている。この説明を中心に見てい そこで規定する直接の義務、逆にいえば賃貸人の転借人に対する直接の権利については、起草者の梅博士が、六 他の制度との関係 ――起草者梅博士の考えを中心として 賃料支払義務が六一三条一項の中心的な義務であ

貸人の保護というのであれば、三一四条で賃貸人につき賃借人の転貸料につき先取特権が認められているので、別に は認められていないかったため、ボアソナードによる両制度の関係についての説明は見当たらない。いずれにせよ、賃 (ア) 転借料に対する先取特権との関係 旧民法では転貸料につき先取特権が用意されているだけで、 直接訴権

ら

先ず、三一四条の規定は不動産の賃貸借についてのみ適用になるものであり、 動産の場合には適用にならない

ことが指摘されている 次に、果実をもって賃料とする場合には、三三〇条三項により、 賃貸人よりも強力な先取特権者がいることか

論 れるという利点が指摘されている。(4) 以上につき実際上大きな意味はなく、三一四条とは別に転貸料債権に直接訴権を認める意義は殆どないといってよ 六一三条一項の存在意義があると述べている。(3) なお、逆に六一三条とは異なり、 三一四条後段では、 転貸借がされる前の賃料債権についても先取特権が認めら

律 法 が、 債権に担保権の効力が及ぶとなると、第三債務者は債務者への支払いにつき拘束を受けるはずであるが、 (イ) 転貸料債権への拘束――三一四条と六一三条 なお、これは先取特権との差異としては説明されていない 六一三

条一項の直接訴権については、梅博士は次のように述べてこれを否定している。即ち、「本条の規定は、

特に賃貸人に

履行を拒むことを得ず。 与ふるに転借人に対する直接訴権を以てしたるに過ぎずして、敢て賃借人の権利を奪いて之を賃貸人に与へたるに非 故に借賃前払の場合を除く外、 而して後日に至り若し賃貸人が転借人に対し其義務の履行を求むるときは転借人は既に賃借 賃借人は転借人に対して其義務の履行を求むることを得べく、 而して転借人は其

人に対し其履行を為したるに因り其義務を免れたりと答えて可なり」(原文カタカナ)と。 (5) 前払を例外とする説明で次のように述べていることも注目されよう。

「転借人が賃借人に其借賃を支払ひたるときは其義務消滅するが故に更に賃貸人より請求を受くべきの理なし。 ifii

ŋ り此原則を適用すべしと雖も、 して転借人が約定の時期 是れ他なし既に本条に於て賃貸人に直接訴権を与へたる以上は、 (又は慣習上若くは法律上の時期、以下同じ、 前払即ち約定の時期前に為したる支払は之を賃貸人に対抗することを得ざるものとせ 転借人は濫に其意思を以て賃貸人の権利を左右 次条参照) に借賃を支払ひたるときは、 固よ

以て特に之を賃貸人に対抗することを得ざるものとしたるなり」(原文カタカナ)。 することを得べからず。 殊に前払は往々にして賃貸人に損害を加ふる為め賃借人と転借人と通謀して之を為すことを

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) あり、 百 債権が移転するのであるから賃借人が転借人に対して有する先取特権も担保の随伴性により移転するの |接訴権につき移転説を採用する加賀山教授は、三一四条の転貸料への先取特権と六一三条の直接訴権 また、 先取特権であれば賃貸人が優先するというだけで賃借人の権利行使自体は否定されないが、 直接訴権で の関係につ が当然で

は賃借人は権利行使ができないという差異があるものといわれる。(7) 私見としてはこう考えたい。債権への先取特権により、 第三債務者たる転借人は賃借人への支払を債権者 (賃貸人)

に対抗できないはずであるが、三〇四条の類推適用により先取特権を対抗するためには差押えが必要である。

する効力を主張できないが、 直接訴権についても、 これを私見では優先的代位権として構成するが、 差押えをすることにより支払を排除でき、 また、 担保権ではないので賃借人への支払を無効と 他の債権者を排除できることになる。

ば賃貸人は自己の権利を行うに非ざるが故に」(原文カタカナ)、 1 (ウ) 先ず、代位権の場合には、「其転借人より得たるものは已獨り之を専にすることを得ず。 債権者代位権との関係 次に、債権者代位権との差異であるが、梅博士は 次のような差が生じると述べる。(8) 「第四二三条の間接訴権に依れ 必ず賃借人の他の債権

者と之を分たざることを得ず」(債権者平等の原則)。ところが、六一三条一項による場合には、「賃貸人は自己の権利を

以て転借人に請求を為すが故に、是より得たるものは全く己の有に帰すべし」といわれる。

殺ができても、

賃貸人の請求についしては相殺ができないという。

に譲る)。

2 賃貸人には対抗することができないものといわれ、その例として、転借人が賃借人に対して債権を有していて相 直接の権利を認めるものであるため、転借人は賃借人(転貸人)に対抗することができる事由があって

し独立権利説を起草者が考えている一つの証拠になろう。しかし、この説明には疑問が残される。 あるのに対し、 この記述からすると、 直接訴権の場合には自己の固有の権利を行使するものと理解しているようである。 明確には述べられているわけではないが、 債権者代位権は転借人の権利を代位行使するので これは併存説ない

を否定する説明として十分といえるかは疑問の残るところである。そこには相殺適状が存在するからである((8))ウ 人との間に相殺適状があるわけではないので相殺ができないというだけで、転借人が賃借人に対して相殺をすること 転貸料債権の行使まで排除できるかは疑問であること、 というのは、転用物訴権について述べたように理解ができる。しかし、それが、賃借人の債権者が賃借人の債権である 接の権利を認めるため、 先ず、①の点については、賃貸人に転借人に対する直接の債権を認めるので、 転借人が賃借人に対する債権で賃貸人に対する債務と相殺ができない、 転用物訴権におけると同じである。 賃借人の債権者はこれに干渉できない また、 ②の点については 即ち賃貸人と転借

ことが指摘され、 賃貸人が賃借人の転借人に対する賃料債権について直接に行使できることを規定しているが、この原案の三一五条の とは既に述べた。 審議の際に、 (工) 三一四条との関係――転貸料以外への先取特権について 転借人が賃借人に転借料を支払ったのに、 その解決の方法としては、①転借人の動産に先取特権が及ぶことを認めた上で、直接訴権を賃貸人 起草者もその不当なことを認め、現行民法六一三条の審議の際に再審議をすることが合意されたこ 賃貸人が転借人の動産に先取特権を行使できることは不当な 三一四条では不動産の転貸借がされた場合に、

保物権法論下巻』(昭一一)七一七頁

の範囲を転借人の債務の範囲に限定する方法であった。六一三条を制定して民法が採用したのは、②の方法であった。(9) に与えて、それによって転借人の動産の上の先取特権を解放するというもの、及び、②賃貸人の転借人に対する債権

ş

(1) 梅謙次郎『民法釈義巻之三』(有斐閣復刻版)六五八~六五九頁。

 $\widehat{2}$ 三一四条の不動産賃貸人の先取特権は賃貸債権のみならず、「其不動産の借賃其他賃貸借関係より生じたる賃借人の債務」 『契約法 (各論) 下巻』 (平元) 七九〇頁は、 先取特権が認められるので直接訴権を認める必要性は少ないと評す

が被担保債権になっている。

- 4 3 人は、 三瀦信三『全訂担保物権法』(初版・大四)一九二~三頁、勝本正晃『担保物権法論』(昭一五)一九五頁、 起草者が先取特権に対して挙げている利点はこれだけであるから、 転借人から裁判外で取りたてることができるものと考えていると見てよいであろうか 転借料債権の上の先取特権に基づいて債権者たる賃貸 石田文次郎 担
- 5 解していたか不明であり、ここでも支払いを賃貸人に対抗できると考えていたのであろうか。 ということが述べられている。なお、 については疑問が残される。これは、三〇四条の物上代位同様に、起草者がその根元となるボアソナードの考えを十分に理 梅謙次郎『民法釈義巻之三 債権編』(有斐閣復刻版) 六六○頁。同五五九頁でこれに対する唯一の例外が前払の場合である 六一三条一項との関係で、 転借人の支払いが有効であるとしても、 三一四条との関係

して、 判外の直接取立権はなく、 質権者とは異なり、 う公示を要求したというボアソナードの意図が起草者に充分に理解されていたかは疑問の残るところである。そのため、物 七頁)。これによれば、三一四条も同様の解釈に服することになろうか。そうすると、先取特権者には四二三条とは異なり裁 上代位についても、 いるという理解がされ、 物上代位については、先取特権の効力が及び支払っても当然に無効なはずであるのを、第三債務者保護のために差押えとい 第三債務者保護説を批判する学説がある(高橋眞「物上代位に基づく差押えの意義」銀行法務21五六九号(平一一)三 第三債務者保護説の根底をなす、債務者の第三債務者に対する受領権の制限につき、先取特権者は債権 第三債務者に対して直接取立権は与えられておらず、先取特権の実行手続きによることが前提とされて 従って差押があるまで三〇四条一項但書がなくても第三債務者の債務者への支払いは有効であると それは六一三条により初めて与えられることになる。

叢

 $\widehat{7}$ 6 座談会「民法を語る⑫民法六一三条の直接訴権(上)」Law School 三〇号 梅謙次郎 『民法釈義巻之三』 (有斐閣復刻版) 六五九~六六〇頁

(昭五六) 一二六頁、

一二七頁における加賀山

8 梅謙次郎 『民法釈義巻之三』 六五八頁

教授の発言。

9 法 このあたりの状況につき詳しくは、加賀山・前掲論文(一)阪大法学一〇二号七三以下参照。なお、 (15)』(平元)二八八頁は、 転借人の義務を、「連帯債務に準じた特殊な債務と考えられないだろうか」という。 篠塚昭次『新版注釈民

論 六一三条の法的構成については十分な議論は行われていない。学説については、以下のように分類できようか。 のあるところであるが 六一三条一項の権利の位置づけ (〔17〕以下参照)、 わが国では直接訴権という概念自体近時まで忘れられていたところであり フランスにおいては、直接訴権の根拠づけないし法的構成については議論

直接固有の権利を認めたとする学説(併存説ないし独立権利説

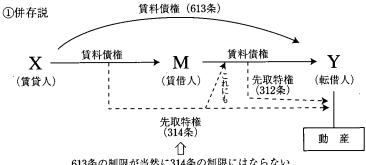
法

律

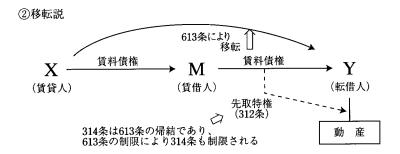
に転借人に対して賃借人=転貸人の権利とは別の独自の直接の権利を認めたものと理解をしている。 (1) 賃借人に対する債権、賃借人=転貸人の転借人に対する債権の他に賃貸人の転借人に対する債権を認めることになる。 1 併存説の構成 先に述べたように、起草者は、 六一三条一項を直接訴権を認めたものであり、 即ち、 それは賃貸人 賃貸人の

である。 負う」という文言に合致するものであり、起草者がこのような意識であったことは、この文言からも窺われるところ 債権という限界づけがあるように)、賃貸人の賃借人に対する債権と同額になる。これは、 但し、賃貸人の転借人に対する債権は賃貸人の賃借人に対する債権のためのいわば従たる存在であり(弁済者代位に原 六一三条一項の「直接に義務を

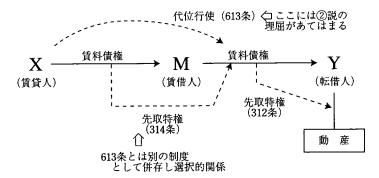
賃貸人に対する、 賃借人の義務と転借人の義務との関係については、この学説では併存的関係で二つの債権が存在す



613条の制限が当然に314条の制限にはならない



③排他権説(私見)



ることになるが、

を負担するが」、「その間には主観的関係を欠き」、「然も、

考えられておらず、また、そのような議論はされることはない。従って、

転借人の側からいうと、「法律上併存的債務引受の効力を与え」たものと評されている。

部給付を為すときは絶対的効力を生じ、

責任保険の場合とは異なり、

転貸借契約の構造や当事者の意思から直接請求権を導くということはここでは

賃貸人の権利は六一三条が定めた法定の権

人とは客観的に単一の目的を有する債務を負担するのであるから、二者のうち何れかの一方が目的を達するが如き全

他の者は義務を免れる」、と。(2)

「る義務を法律上伝承するものであって、賃借人の義務と転借人のそれとは別個独立のものでない」、「賃借人と転借

次のように言われる。「賃借人と転借人とは各々賃貸人に対し客観的に単一の目的を有する全部義務

転借人の義務は賃借人が賃貸借契約に基づいて賃貸人に負

2

併存説への批判

加賀山教授は、

によりどうして賃貸人・賃借人間、

論

律

法

いという。

即ち、

人の転貸料債権を受働債権とする相殺の効果が自動的に出てくるとでもいわなければならず、余りにも技巧的ではな

第三者の弁済により賃借人の賃貸人に対する債務が消滅し、それによる求償権により転借人が賃借

賃借人=転貸人・転借人間の法律関係が消滅するのか、

通説たる併存説に対する疑問として、先ず、

転借人が賃貸人に支払うこと

論理必然的には出てこな

いかという疑問が提起されている。(4)

賃借人の権利が移転するという構成

(移転説)

これに対して、

加賀山教授は直接訴権の一般論として移

即ち、

六一三条の直接訴権では、

転説を採用した上で(→〔8〕)、六一三条についても移転説で根拠づけようとする。

(賃借人)

の請求権 (もしくは権利の行使権限)

は

賃借人に対する賃貸人の権利の範囲で、

付随的な権利

(担保権)

の行使により初めて効力が生じるものとする。そして、その効力とは、「転貸借契約から生じる転借人に対する転貸人 その要件が充たされ直接訴権が成立しても当然にその効力が生じるのではなく、いわゆる不完全直接訴権であり、そ

利ということになり、

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三)

外の意思表示

(債権移転をもたらす形成権の行使) でもよく、 また、

|接訴権の行使という要件については、

この学説は特に差押えが必要であるということを述べていないので、

裁判

転借人への対抗要件は不要となるのであろうか

なければならない」と評される。(6) て得た権利の範囲 は、「民法六一三条二項は決して当然の規定ではなく、不真正連帯債務を認めた、 を伴って賃貸人へ移転する。 (重複部分) その結果、 で連帯保証債務へ転化する、 賃貸借契約に基づく賃貸人に対する賃借人の債務は、 と解すべきである」 - と説明される。(5) 非常に意味のある規定であると言わ 賃貸人が転借人に対し そして、 この立場で

きな意義の一つではあるが、私見では大きな意味を認めないので、(7) 説明として適切かは疑問であること、②そして、何よりも、そもそも独立した直接の権利を認める必要があるか疑問 に対して問題となっている債務者の第三債務者に対する債権について優先権を与えるということである。 であることである。 こで直接の権利ではなく債務者の権利の代位行使と説明しながら、 そのため、六一三条一項についても、 ①先ず、 優先的代位権説 私見は一般論として四二三条で債権者代位権を優先的債権回収制度として転用することを認めるが、 なお、 (排他権説) 債務不履行責任か否かという責任の性質の問題につき、 私見では、 私見としては、次の二つの理由から、 起草者の考え、そして六一三条一項の文言には反することになる ここでの最大のポイントは、 特別の規定がある場合には直接の権利というの 優先的ないし排他的代位権で説明した フランスでは直接訴権を認める大 債務者の 他 0) 債権者 そ

111 条の本来の趣旨を離れて直接の権利を認める必要があるかは疑問である。 的物返還請求権につき、 優先的代位権では説明ができなくなる。 しかし、 その場合には、 はたしてそのような権利について、 四二三条の特定債権の保全

Ļ が、

弱い優先的代位権)。そうすると、(8)

賃貸人に賃借人の転借人に対する債権について優先的に行使をする権利を認めたものと構成することになる

金銭債権以外については、例えば用法違反の行為の停止請求権、

契約終了後の目

六一三

112 ることで解決できるのではないかと考えられる。 きる事由を対抗されるので不都合がある場合には、 の転用として、 債務者の無資力を要件としない代位行使を認めればよいし、それでは第三債務者が債務者に対抗で 所有者としての請求権を行使することを認めるなどにより対処す

第三債務者たる転借人や譲受人などの第三者の保護との関係では、 優先的地位の主張のためには差押えが必要かと

効力を第三債務者に主張するためには必要であるといわれていることからも、それとの関係で優先的代位権による場 いう問題がある。 物上代位ではないが、賃料債権への物上代位とのバランスから考えて、三一四条では差押えがその

律 論 合も、 $\widehat{1}$ 注 差押えを必要とするのが適当であろう。 賃貸人の転貸の承諾の効果ではなく、 賃貸人と転借人の間には契約関係は生ずることはなく、六一三条一項の請求権は、

2 じ内容のものであ」ると述べるが、代位権とは異なり固有の権利を取得すると最終的には述べている。 貸人〕に与えた権利であつて、甲が契約に加入するのでも、第三者の為にする契約でもない。寧ろ債権者の代位権(…)と同 する旨の特約をしても、それは無効である」といわれる(末川博『契約法下』(昭五〇)一二六~七頁)。 「賃貸人の利益を保護するために民法がとくに認めたところの非法律行為的な効果であるから、転貸借の当事者がこれを排除 石田文次郎『債権各論』(昭二二)一四四頁など、なお、岩田新『債権法新講』(昭九)三七五頁は、「之れ法律が甲〔=貸 なお、三宅正男『契約法(各論)下巻』(平元)七九八頁は、六一三条一項は「無資力その他の理由で賃借人からの取立が

法

に説明がほしいところであるが、この点はみあたらない。 敢えて訴権と称しているが、この中身については明らかとは言い難い。何故直接の請求ができるのかの点について更

の代位訴権のほかに賃貸人の直接訴権を認め、賃貸人は…賃借人に対する転借人の債務の履行を直接請求できる」と述べて

困難である場合に、賃借人に対し賃料、賃貸物の返還遅滞・滅失毀損による損害賠償などの債権を有する賃借人を保護する

転借人の賃借人に対する債務について、賃貸人に転借人に対する直接の請求権

(訴権)を認める趣旨である」、「一般

3 不真正連帯債務または全部義務(大谷美隆『債権各論講義』(大一三)一三三頁は一種の全部義務という)の関係に立つこと 我妻栄・廣瀬武文「賃貸借判例法(八)」二〇巻九号(昭一五)三八頁。なお、 債務の側からいうと、賃借人と転借人とは 6

加賀山・前掲論文(一)阪大法学一〇二号一〇八頁。

ることができるのではないかと思われる。 て相殺ができる場合に相殺の利益を保護できるといわれる(鈴木禄弥『借地法下卷〔改訂版〕』(昭五五)一一九六頁)。私見 そのことから、 同様の扱いができないが、第三者の弁済に類する関係に立つので、転借人の賃借人に対する通知義務を認め 四四三条を準用して、 弁済の事前事後の相互の通知を義務づけ、これにより賃借人が賃貸人に対し

4 きわめて疑わしいと評している。 あると評している。但し、Yにその契約の相手方であるMへの支払いを封じてまで、Xに強い優位を与える必要があるかは 前掲〔4〕注(2)論文三三六頁は、明文規定なしにこのような解釈が可能かは一抹の疑念はあるがきわめて巧妙な解釈で 語る⑫民法六一三条の直接訴権(上)(下)」Law School三〇号、三一号 加賀山茂「民法六一三条の直接訴権 action directe について(二・完)」阪大法学一〇三号(昭五二)一〇二頁。同 (昭五六)での発言も同じ。これに対して、鈴木・

いくつかの見解が明らかにされている。 なお、①説と②説に共通の問題として、 賃貸人に対する転借人と賃借人の債務の関係というものがある。これについては、

- 受けと位置づけることは〔82〕に述べる。 に同 一の目的を有する二箇の債務が存在するものに過ぎざるなり」(原文カタカナ)という。また、椿教授が、 不真正連帯債務的にとらえるもの 末弘厳太郎『債権各論』(大七)六一八頁は、「連帯債務の関係にあらずして、 併存的債務引
- の賃借人に対する債権は消滅するはずであるが、賃借人の債務を保証債務としてそのまま存続させるという構成がある。保 証債務なので、転借人が支払えば賃借人に求償ができ、転借人の賃借人に対する債務と相殺をすることができることになる。 する必要はない。恐らく、 これに対して、私見では、賃貸人に対して転借人と賃借人が債務を負うという説明をしないので、 私見ではこの点に問題はないことになる。 法定の保証債務説 加賀山説の最大のウイークポイントは、賃貸人の賃借人に対する債権の位置づけの点だと思われ 以上に対して、加賀山教授の移転説に基づく、本来ならば代物弁済や転付命令と同様に、 両債務の関係を問題に
- 5 賀山教授の発言。 座談会「民法を語る⑫民法六一三条の直接訴権について(下)」Law School三一号(昭五六)一○九頁から一一○頁の加
- 7 拙稿「契約外の第三者と損害賠償責任」『玉田弘毅教授古希記念論文集 現代民法学の課題』(平九)
- $\widehat{8}$ なお、 原賃貸借につき賃料債権に物上代位により抵当権の効力が及ぶ場合、抵当権者がこの優先的代位権を行使すること

ができることになる。

律

法

に

その議論の実益は限定せざるをえない。

ご
重賞しり
憂む
奮り

(c) 賃貸人の優先権の実現

貸料債権を行使する場合には、賃貸人が優先するのは当然ということである。そして、先取特権の場合には、(2) く)、賃貸人と賃借人の権利行使が競合した場合にどうなるのかという問題である。なお、この議論の実益を失わせて 借人に転借料を支払った場合にこれを賃貸人に対抗できるかという問題とは別であり(これについても併せて言及してお 人の関係はどうなるのかという、 転借人に対する支払請求が競合した場合に、いずれの請求が優先するものなのか、また、賃借人の他の債権者と賃貸 借人からいうと債権者が二人になる)については言及しないのが殆どである。但し、来栖教授により、 とするのが通説であることは既に述べた。そうすると、転貸料債権への先取特権が認められない動産の賃貸借の場合 が賃借人に支払っても賃貸人に対抗できないという不利益を受けるのは、三〇四条一項を類推適用して差押えを必要 いるのは、 に賃料の支払いを請求できるのは便宜であるといった程度にしか理解をしていないものが多く、 賃借人との競合 三一四条で別個に先取特権が認められているということであり、賃貸人が先取特権に基づいて賃借人の転 ――転借人の保護の問題も兼ねて 本稿の着目している問題については、 従来の学説は、六一三条につき賃貸人が直接に転借人 疑問が提起されている。(1) これは、 賃借人との競合 賃借人と賃貸人の 転借人が賃 転借人

借人は賃借人・賃貸人の両者から支払を請求されたとしても、 的に認める通説では、 1 権利併存説 a— この二つの権利の行使が競合しうることになり、 平等説 先ず、賃貸人の六一三条一項による債権と賃借人の転貸借契約上の債権とを併存 いわば連帯債権のようにいずれに支払ってもよいと考 その優劣が問題とされる。 この立場では、

3

直接訴権説

(移転説

しかし、

先の加賀山教授の移転説によれば、

賃借人は転貸料債権の行使は当然には

えることになろうか。 従って、 転借人が賃借人に支払った後に、 たとえ賃借人が賃貸人に支払をしなくても、

は義務を果したことになるので賃貸人に対して責任を負うことはないことになる。

るが、 2 しかし、 権利併存説b---賃貸人優先説 これは転用物訴権など直接の債権を認めることによって問題を解決しようとする法理すべてについて当て 賃貸人に支払わなければならない立場にある賃借人を、 このように、この考えでは、 賃貸人と平等に扱うのが妥当かは疑問 両者の権利行使は平等の効力を持つことにな が残る

はまる問題であり、ここでも賃貸人の権利行使を優先することは、

併存説でも可能である。

過ぎであろう。 そのため、 賃貸人を優先させる立場をもし採用したとすれば、 の優先的立場が賃借人へ支払われることにより無にされるのも困るが、他方で転借人の立場も考えなければならない。 なお、 連帯債権の関係というわけであるから、賃借人への支払は有効であることは平等説では疑いない。 裁判外での請求が競合した場合に賃借人に支払っても、それを賃貸人に対抗できないとまでいうのは行き なお、 差押があれば裁判所としては、賃貸人に支払がなされるように扱うべきである。 転借人による賃借人への支払の効力をどう考えるかである。 問 題は、 折角

その支払 接訴権の行使は裁判外の意思表示によることになるので、 債権が賃貸人に移転することになるので賃貸人しかその行使はできないことになる。 制限されず、 は無効となり賃貸人に改めて支払をしなければならないことになる。 求すれば 支払を受ければそれは有効であるが、一度賃貸人が直接訴権を行使する旨の意思表示をすれば、 (四六七条一項のような要件を必要とせず)、その後に転借人が賃借人=転貸人に支払ってしまっても、 裁判外において一度でも賃貸人が転借人に対して自分への 加賀山教授の見解によれば、 転貸料 直

この立場に残される疑問は、 先ず裁判外の賃貸人の転借人に対する請求が、 移転を求める意思表示と位置づけるこ

法

優先するというべきである

(差押え自体の効果でもある)。

律 論 受領権限が制限されることはなく、 の権利行使が競合した場合には、 四条の趣旨を持ってきて差押えを要するというべきである。従って、裁判外の権利行使については、賃貸人と賃借人 た後はこれが制限を受けると考えられる。 4 私見 (優先的代位権説 転借人はいずれに支払ってもよいが、 私見の優先的代位権という構成で直接訴権を説明する考えでは、当然には賃借人の 転借人の転貸人=賃借人に対する支払は有効であるが、 そして、第三債務者たる転借人の保護のために、 賃貸人が差し押えた後は賃貸人の権利行使が 賃貸人の権利行使は三〇 賃貸人の権利行使があっ

者が考えていたことは既にみたが、 論の実益は殆どなく、 人が先取特権に基づいて転貸料債権を行使する場合には、 えられないこと⑦と同じである。六一三条につき、賃借人との関係では賃借人に対して賃貸人が優先することを起草 賃借人の債権者との関係 三一四条が適用されない動産の転貸借の場合や物納の場合しか、 賃借人の債権者との関係についてはどう考えるべきであろうか。 賃借人の債権者との関係は、三一四条により先取特権が認められており、 賃借人の他の債権者に優先することは疑いない。 六一三条の独立した実益は考 従って、 賃貸 議

条の権利行使が競合した場合と同じに考えてよいことになろう。平等説では平等になり、 併存説 賃借人の債権者も賃借人の権利を行使するのであるから、 アの賃借人の権利行使と賃貸人の六一三 賃貸人優先説では、

2 加賀山教授は賃貸人の優先的実現を次のように、先に述べた移転説により導くことを可能としている。

権利の行使権限) 「賃貸人が直接訴権を行使することにより、 は賃貸人へと移転する。したがって、その時以後、賃借人は転借人に対する権利の処分権限および 転貸借から生ずる転貸人(賃借人)の転借人に対する権利 (少なくとも

転借人も賃借人に対して有効に弁済することができなくなる(直接訴権の差押的効

転借人に請求する権限を奪われ、

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) に対抗できない」。そのため、「民法六一三条の直接訴権を行使する賃貸人は、 した賃借人に対する債権を自働債権(反対債権)として行った相殺 すなわち、 転借人は、 直接訴権の行使後になした賃借人に対する弁済、更改、 (民法五一一条参照)などの抗弁をもって賃貸人 転借人に債務の履行を求めるに当たっ および、 直接訴権の行使後に取得

ことは当然である」。(5) て、 の行使権限) 賃借人の債権者の競合を全く受けない。 を奪われているのであるから、賃借人の債権者が転借人に対して権利行使できず、競合から排除される 直接訴権の行使によって賃借人は転借人に対する権利 (少なくとも権利

なる。 払前に差押えをすることが必要になる。 排除することができる。但し、 3 即ち、 優先的代位権 賃貸人は賃借人の転借人に対する債権につき排他的に行使ができ、賃借人のみならず賃借人の債権者も (排他権説) 先取特権の場合とのバランスからいって、転借人の支払を無効とできるためには、支 私見では、⑦において賃借人の権利行使との関係におけると同様に考えることに

きないものとしたものである(前払の意味の理解については議論があるがここでは省略する)。では、転借人が賃借人に対し (ウ) 先に述べたように起草者によると、支払期日前になされた弁済は賃貸人を害するものとして、 転借人による相殺 六一三条二項によると、 転借人は前払いをもって賃貸人に対抗できないと規定されて 賃貸人に対抗で

て反対債権を有すること、

即ち相殺の抗弁はどうなるかみていくことにする。

のとは異なる点の一つと説明をしている。(6) 問題になるのは賃借人・転借人間である。 1 併存説の立場では 先ず、 併存説では、 疑問を提起しながらも、 起草者梅博士は相殺を賃貸人には対抗できず、これが四二三条を利用する 転借人に対して賃貸人と賃借人が債権を有することになり、 これに従うという説明がされてきた。(で) 相殺が

ている) 殺をすることは妨げられず、 しかし、これは相殺ができることをもって賃貸人に対して拒絶しうる理由にはならないというだけであるから、 といわれている。従って、(8) 転借人は賃借人に相殺をしてそれを賃貸人に主張できる(賃貸人の六一三条の権利も消滅し 要するに相殺は妨げられないということである。 相

法 律 論 得していた債権であれば、 行使後に取得した債権による相殺だけを対抗できないと述べているのである。これからみると、 状がなくなるが、 その後に転借人が賃借人に対して取得した債権をもって相殺の抗弁を対抗することはできないという。 (9) 移転説の立場では 債権譲渡と相殺の問題のように移転後も相殺が可能とされる可能性はあり、 直接訴権行使後も相殺を対抗できるということになろうか。なお、先取特権についても差 加賀山教授の移転説では、直接訴権を賃貸人が行使して転借料債権が移転した後には、 加賀山教授も直接訴権 直接訴権行使前 確かに相殺適 に取

押えを対抗要件とすれば、

差押えまでの相殺は有効ということになろう。

効と認めるべきであろう。そもそも、三一四条により先取特権が認められているのであり、 を譲受人が取得できることになる。 られるのであり、 し押えたならば、先取特権を理由に相殺を否定することも可能である。 3 優先的代位権説では(私見) それまでは転借人の賃借人への支払いは有効であり、第三者への譲渡により何等の制限 そのため、 賃貸人が直接訴権を行使し転貸料債権を差し押えて初めて優先的効力が認め 賃貸人による差し押えがあるまでは、 転借人による相殺につい 賃貸人が転貸料債権を差 のない債権 ても有

立場では、 (エ) 第三者との関係 転貸料債権につい 差押え債権者を第三者と扱う通説・判例の立場では、 て譲渡を受けたり質権の設定を受けた第三者と賃貸人との関係だけを考えることになる。 最後に、 第三者との関係を考えていきたいが、 (ヴの問題はここに吸収され同様の扱いがされるこ 差押債権者を第三者とは扱わない私見の

ための規定と理 とになるが、 殆ど議論がないといってよい。また、先取特権については、三〇四条一項の差押えを第三債務者保護の |解する近時の判例の立場からいうと、 差押えなしに第三者には対抗できることになる。

1

併存説

併

存説では、

賃借人が第三者に転貸料を譲渡し、

競合する債権者が賃借人から譲受人に代わるだけ

三者たる譲受人ではそれができないことになり、結果は重大である。但し、先取特権の行使ができるので問題はな ではあろうが るべき金銭を賃貸人が差押えることにより、 が競合した場合には賃貸人の権利行使が優先されることになる。 で、⑦の議論を適用することができるであろう。平等説では、 (但し三○四条の差押えを第三者に対する対抗要件と位置づければ、 結局は全額受けることは可能であったが 両者の権利行使は平等であり、優先説では、 賃借人の場合には、 第三者に先取特権を対抗できなくなる)。 平等説でも賃借人が平等に受け (具体的方法についてはおく)、 第 権利 行使

知を期待するわけにはい 接訴権の行使による債権の移転を第三者に対抗するための要件が問題になるであろう。この場合に、 として残されている。 2 移転説 移転説ではどうなるのか、この点については加賀山教授も明確に述べてはいない。 それとも、 かないので、 法律による移転であり、 賃貸人が何らかの手段をとることが必要になるが、 対抗要件は不要と考えるのであろうか。 第三者への公示の点は問題 賃借人による通 移転説では、 直

る。 者に移転したならば、 3 債権者代位権はあくまでも債務者の権利を行使するものであり、 優先的代位権 (排他権説) 排 他的な行使権限は消滅するのか、 私見では、先ずクリアーしなければならない問題として、債権が譲渡され第三 それとも担保物権のように追及するの 第三者に移転してしまえばその詐害行為取消は か という問題 心があ

問題になるも、

保権を認めるのに等しいことになり詭弁になってしまう。

私見では排他的行使権は認められなくなると言わざるをえない。立法論としてあるべき姿は法定の担保権ではあるが 成しえないことのネックはこの譲渡の場合には認めざるをえないことになる。従って、譲渡により六一三条の権利

やはり代位権を転用し、また、直接訴権を優先的代位権ないし排他的代位権と構成すると、担保権そのものとは構

代位権は認められなくなるからである。もしこれを肯定すると、担保権といわないものの、

実質は担

それを補うものとして優先的代位権を位置づける限り、明文のある六一三条でも同様に解しなければならない。但し、

幸いなことに、ここでは三一四条で先取特権が規定されているので、差押えを第三債務者保護のための要件と位置づ

ける限り、それを第三者には対抗することができる。

論

1 来栖三郎『契約法』(昭四九)三四九頁

律

法

- $\widehat{2}$ 条による先取特権とが競合することになるが、これについては賃貸人の先取特権が優先するという考えがある(吉田久『日、なお、三一四条との関係についていうと、転借人の動産については、賃貸人の三一四条による先取特権と賃借人の三一二
- 3 加賀山・民法を語る@Law School三〇号一二九頁も、支払を賃貸人に対抗できないという。

本民法論物権編』(昭二八)二六八頁)。

- 4 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一〇四頁る
- 5 する賃料請求は、賃借人=転貸人の債権者に競合されることがないのであろうか」と疑問を投げかける。 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一〇六頁。来栖三郎『契約法』(昭四九)三四九頁は、「賃貸人の転借人に対
- 7 星野英一『借地・借家法』(昭四四)三六九頁 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編』(有斐閣復刻版)六五八~六五九頁。

8

6

9 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一〇四頁。これを直接訴権の差押的効力と称している。 鈴木禄弥『借地法下巻〔改訂版〕』(昭五五)一一九五頁 抗弁権肯定説

121

無資力要件、 催告・検索の抗弁権

が、 見の立場では、六一三条は賃借人の権利の代位行使ということになるが、 権の要件とは考えられていない。 給付の最終的な帰属主体への直接の支払を認める制度であるので、別に無資力でなければならないことはない。 (T) 無資力要件について 確かに担保としての機能から考えれば、 債権者代位権と異なり、六一三条の適用のためには中間債務者Mの無資力は直接訴 債権の優先的回収のための制度であり、 無資力の場合に威力を発揮することになる 私

転借人も賃借人に対する債務を免れるのであるから、 賃借人の無資力要件は不要と考える。

(1) 催告・ 検索の抗弁権 先ず賃借人に請求するよう催告の抗弁権を認めるべきか否かについては、

もある。そこで賃貸人は、まず賃借人に請求し、 転借人には催告の抗弁権があるといえないだろうか」と述べる。 賃借人の履行がないときに、はじめて転借人に請求できると解すべ

篠塚教授は、「本条をそのまま適用すると、

基本的賃貸借と転貸借との関係が混乱するおそれ

学説上対

迅速な執行手続きという本質から導かれるものと評価され、これに反対をしている。私見もこの否定説に賛成する。 草者もそのようなことを考えていなかったことから、反対される。また、(2) が行方不明の場合にはこの抗弁権もなく 2 抗弁権否定説 しかし、星野教授は、 (四五二条)、このような抗弁権を認めても実際上殆ど意味がないし、 通常は賃借人が支払わないから転借人に請求するのであり、 加賀山教授も、これらの適用がないことは、 また賃借人 また起

 $\widehat{\mathbb{1}}$ 注 篠塚昭次『新版注釈民法(15)』(平元)二八八頁。来栖三郎 『契約法』(昭四九)三四九頁は、「賃借人が賃料を延滯してい

なくても賃貸人は転借人に賃料の請求ができるのであろうか」と疑問を提起するだけで、

いずれの立場かは明らかにしてい

ない。

2 3 星野英一『借地・借家法』(昭四四)三七〇頁。鈴木禄弥『借地法下巻〔改訂版〕』(昭五五)一一九五頁もこれに賛成する。 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一〇〇頁

転貸料の方が大きい場合

直接訴権の認められる額

貸人が転借人に請求できる額は、

により承認されており、異論を聞かない。但し、例えば賃借人が四月分と五月分と計二〇万円を滯納している場合に、(1) 務は一○万円でしかないのに、賃借人の債権の分まで一○万円も余計に取得できるのは不当な利得であるため、学説

賃貸人の賃借人に対する債権額に限定されるものといわれている。

賃借人の賃料債

例えば、原賃貸借の賃料が一〇万円、転貸借の賃料が二〇万円である場合に、賃

場合に、ⅩがYに対して請求できる金額は、五万円かそれとも一○万円であろうか。 (イ) 転貸料の方が小さい場合 これに対して、例えば、原賃貸借の賃料が一○万円、 転貸借の賃料が五万円の

転借人の五月分の二〇万円の債務につき、六一三条の直接訴権の適用を認めてよいであろう。

法

制限説

律

論

叢

「転借人が適法に其権利を取得したる以上は其契約に因りて負担したる債務より多くの債務を負担すべき謂れな」(原 〔刊〕に説明をした。起草者梅博士も、賃借人の義務と転借人の義務の二重の制限があることを述べ、その理由として

六一三条が転借人が自分の債務を越えて責任を負わされることを制限する目的で制定されたことは、

借人を保護するために、その転借料の範囲に責任を制限したものであること、そして、わが民法の六一三条一項も三 文カタカナ)しと述べている。この点については、その後の学説も転借人の支払うべき義務を超えることはできないも(~) のと考えて、転借人の賃借人に対する債務五万円の範囲に限られると考えられている。フランス民法一七五三条が転のと考えて、転借人の賃借人に対する債務五万円の範囲に限られると考えられている。 (3)

いる。

ておかれた規定であることを考えれば、規定からは明らかではないが、 四条の審議の際に転借人の責任を転借料に制限するために賃貸借の中に規定を置くことが約束され、 素直な理解である。

その履行とし

している。そして、(4) 2 制限否定説 払わされた転借人は賃借人に対して不当利得や事務管理で返還を請求でき、実際には次月以降の ところが、これに対して、 椿教授は、 一〇万円の支払請求を転借人Yに対してなしうると主張

転借料と相殺することになるという。その理由としては、五万円に限定する必然性はなく、賃借人と転借人とは賃借

貸人による優先的行使を認めるものにすぎないので、通説と同様に、賃貸人は賃借人に対する債権の回収のために、賃 人の賃料を限度として併存的債務引受の関係に立つことになるという。 私見では、賃貸人の転借人に対する独立の債権を認めるのではなく、 あくまでも賃借人の転借人に対する債権の賃

注

借人の転借人に対する債権を優先的に行使しうるだけである。

1 部分は全部賃借人に在り。 人が賃貸人に対して負担する借賃債務は賃借人が賃貸人に対して負担する限度に於て、賃借人転借人連帯の債務にして負担 人は賃貸人に対しては債務を免れるものとす」という。 起草者も当然のこととしてこの結論を認めている。なお、岡村玄治『債権各論』(大四)三六八頁は、「此場合に於ける転借 故に例えば賃貸人が賃借人の債務を免除し又は賃借人の債務が時効に因り消滅したるときは転借

- (2) 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編』(有斐閣復刻版) 六五七頁。
- 3 八頁、 末弘厳太郎『債権各論』(大七)六一七頁、横田秀雄『債権各論』(明四五)五二一頁、村上恭一『債権各論』(大三) 鈴木禄弥『借地法下巻〔改訂版〕』(昭五五)一一九一頁など。 五九九
- <u>4</u> 八頁(初出民商三四巻六号)でも、 椿寿夫「賃借権の譲渡と転貸借(下)」法学セミナー二五六号(昭五一)八〇~八一頁。 右の場合には超過額について清算をする、とみる方が六一三条の適法転貸の取扱いとしてはすっきりしないか」と述べ 制限を否定して、「むしろ原借人と転借人とは、賃料額については、 同『財産法判例研究』 各自が全額に引当 (昭五八) 三

(2) 保管義務及びその違反による損害賠償義務

により毀損・滅失した場合の損害賠償義務がもっとも問題になるところであろう。 六一三条一項の適用については修繕義務を賃料支払義務以外の例として挙げているが、むしろ賃借物をその帰責事由 ないので、賃料債務が中心とはなるが、賃料債務また金銭債務に限定されることはないと考えられている。起草者は(1) 六一三条一項は、転借人が賃貸人に対して直接に「義務」を負うというだけで、その義務については限定をしてい

については、二つの理解が可能である。 することにしたい。なお、その場合の転借人の賃貸人に対する損害賠償義務の性質については問題が残される。これ 以外について六一三条の適用の可否を見ていくが、先ず、保管義務そしてその違反による損害賠償義務について考察 権以外についてこの制度を適用することができるのか、また、妥当なのかは疑問である。そこで、以下では賃料債務

直接訴権が債権の優先的回収のための制度であり、先取特権とパラレルな機能を果すものであるとすれば、金銭債

注

法

律

論

 $\widehat{1}$ 末弘厳太郎『債権各論』(大七)六一七頁、沼義雄『綜合日本民法論別巻第五債権各論下』(昭一八)五一頁は総ての義務と 倉田卓次監修『要件事実の証明責任 契約法下巻』(平一〇)五〇一頁も、特に義務を限定しなければならない格別の理

由はないという。

(a) 保管義務自体につき六一三条の適用を認める

先ず、 転借人は、 賃貸人に対して、賃借人に対すると同様に

的理由が存在しないからである」と説明される程度である。(1) 契約上負う善管注意義務を負担するものと考える学説が多い。六一三条一項が義務を限定していないことがその理由 であるが、積極的な理由はあまり述べられておらず、「目的物の使用と不可分の関係に立つ保管義務を除外すべき実質

という説明がされる(3) ことになる。しかし、普通は、保管義務及びその違反による損害賠償義務のいずれについても、六一三条を適用する(2) 務不履行責任も直接に負うことになる。そうすると、損害賠償義務の段階で、六一三条一項を持ってくる必要はない いずれにせよ、この立場では、賃貸人に対して直接に保管義務を負担するため、この善管注意義務の違反による債

注

- 1 合日本民法論別巻第五債権各論下』(昭一八)五一頁、永田菊四郎『新民法要義第三巻下債権各論』(昭三四)二一一頁、石田 を肯定するものとして、岡村玄治『債権各論』(昭四)三七〇頁、同『改訂債権法要論各論』 文次郎『債権各論』(昭二二)一四五頁、田山輝明『契約法(第三版)』(平五)一七五頁などがある。 我妻栄・廣瀬武文「賃貸借判例法(八)」法律時報二〇卷五号(昭一五)三九頁。この他、保管義務に六一三条一項の適用 (昭三四) 一三四頁、 沼養雄『綜
- 2 害の賠償を請求することができる。また、不法行為の責任を負わせることも可能である」と述べているが、このような趣旨 篠塚昭次『新版注釈民法(15)』(平一)二九〇頁は、「賃貸人は、本条で、転借人にたいし、債務不履行を理由として、損
- 3 各論』(平一)一七六頁、本田純一『債権各論』(平一一)一二〇頁も同様である。 (昭六一)三三八頁は、使用方法が悪いために支払うべき損害賠償義務について六一三条の適用を肯定する。高島平蔵『債権 我妻栄『債権各論中巻一』(昭三二)四六二頁、近江幸治『契約法』(平一一)一九二頁。 なお、 品川孝次『契約法上巻』

(b) 損害賠償義務につき六一三条の適用を認める

126 を可能とする制度と理解する立場では、「滅失毀損による損害賠償でなく使用・保管自体について、賃貸人が転借人に 転貸人の損害賠償義務 しかし、六一三条の直接訴権を賃貸人に債権者平等の原則を修正して優先的回収

従って、損害賠償それ自体を問題にすることになるが、その前提として、賃貸人に対する賃借人の損害賠償義務が肯 て」、「六一三条の趣旨・性格を漠然と無規定なものにするから、 対して直接に差止や収去を請求できるという解釈は、法文上は可能であるが、上記解釈とは別の観点に立つことになっ 「同条とは別に解釈上肯定すべき」であるといわれる。 (1)

が、そうすると、どのようにして賃借人の賃貸人に対する損害賠償義務を根拠づけるかということが問題になる。 定されることが必要になり、また、 1 履行補助者論 これまでの学説・判例の議論は、転借人を賃借人の保管義務についての履行補助者と同視し 賃借人の転借人に対する損害賠償請求権が認められることが必要である。ところ

論 て、 賃借人の過失がなくても損害賠償義務を認めるというものであった(その特殊類型として利用補助者と呼ばれる)。 (2)

律 認めるのが妥当であると解する」という。その理由として述べるところは次のようである。(3) 借物保管義務違反につき、賃借人に担保責任を認め、 2 担保責任説 これに対して、加賀山教授は、「転借人に過失があるが賃借人には過失がない場合、 直接訴権の法理に従って、賃借人と転借人の不真正連帯責任を 転借人の賃

法

だけでなく、 担保するということが契約内容として必然的に含まれていると解することができる。そして、この法理は、 合でさえ、賃貸人に賃料を支払わなければならない。このように、転貸借契約においては、 「賃料債務に関しては、賃借人は、 賃借物の滅失・毀損の場合の其債務にも妥当すると考える」。 自ら賃借物を使用していないにもかかわらず、転借人が転借料を支払わない場 賃借人は転借人の支払を 賃料債務

違反による損害賠償義務を問題にすべきことになる。そうすると、賃借人が賃貸人に対して自分に過失がなくても、 六一三条一項を優先的代位権 (排他権説) によって根拠づけるので、ここでも、金銭債務である保管義務

ずれの立場がよい 借人の行為について責任を負うことについては別に説明が必要になるが、この点は本稿の検討対象ではないので、 かは判断を避けておく。 į,

(イ) 損害賠償請求権への直接訴権の適用 あとは、 先の、 直接固有の権利か、それとも賃借人の転借人に対す

みることができるであろう。(5) 借人の転借人に対する損害賠償請求権の賃貸人による優先的ないし排他的代位行使ということで説明すればよいと思 われる。 る損害賠償請求権の賃貸人への移転かの対立がここでもそのままあてはまることになる。そして、(4) 賃借人には所有権侵害という損害はないが、 賃貸人に対して損害賠償を義務づけられたことをもって損害と 私見はここでも賃

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用 れによると、例えば賃借人の選任・監督の過失割合を二○パーセント、転借人の過失割合を八○パーセントとして、賃 を排除するということを主張している(契約責任と不法行為責任の競合を認めないフランス法では確かにそのようになる)。 がある。これにつき、 による不法行為に基づいて損害賠償請求権が認められるのであり、 なお、 転借人の責任を制限するためにも契約上の請求権に限定し、 所有者たる賃貸人の転借人に対する損害賠償請求権については、 加賀山教授は、不法行為では失火責任法の免責があるため債務不履行責任による利益があり、 直接訴権のみを認め不法行為による損害賠償請求権 直接訴権の意義は少ないのではないかという疑問 直接訴権を持ち出すまでもなく所有権侵害

そ

ま

127 導かれないとしても、 ばよいということも考えられるが、 賃貸人はこの過失相殺により減額された損害賠償請求権につき直接訴権が認められるにすぎないというわけである。 借人の転借人に対する債務不履行による損害賠償請求権は賃借人の過失相殺で二○パーセント減額されることになる。 賃貸人には賃借人及び転借人に全額損害賠償を請求でき、あとは賃借人・転借人間の内部関係で事後処理がされ 賃貸人を厚く保護する趣旨であれば、 加賀山教授はこれを否定するわけである。確かに直接訴権の趣旨からは直ちには 転借人よりも賃貸人の保護を優先させることも考えられ

うに迷うところであるが、敢えて不法行為による損害賠償請求権を排除する必要はないと思われるので、賃貸人には う特別の保護を与えているのであるから、加賀山説でかまわないという反論もありえないではないであろう。このよ 転借人に対して直接訴権 但し、賃貸人は賃借人には全額を損害賠償請求でき、それに加えて転借人に対する損害賠償請求権を認めるとい (優先的代位権)による債務不履行に基づく損害賠償請求権と、 固有の所有権侵害を理由とし

È

た不法行為による損害賠償請求権との選択を認めてもよいと考えたい。

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 3 2 三宅正男 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一一四頁。 中舎寛樹「履行補助者と被用者」磯村保他『民法トライアル教室』(平一一)一九〇頁以下参照 『契約法 (各論) 上巻』(平元) 七九〇頁
- (4) 加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三号一一二頁以下。
- 5 ←一一八〇頁では、 ということも考えられる。そのような考察がされる以前のものであろうが、鈴木禄弥『借地法(下巻)』(昭四六)一一七九 なお、六五〇条二項を活用して債権者を保護しようという考えでは、ここでも賃借人が賃貸人に損害賠償を現実にするま 賃借人の権利はその構成の前提をなすので、この結論は当然に肯定される(加賀山・前掲論文(二・完)阪大法学一〇三 転借人に対して損害賠償請求権を取得せず、単に自分の代わりに賃貸人に対して損害賠償をするよう請求できるだけ 賠償前に賃借人の転借人への損害賠償請求権を認めている (改訂版も同じ)。移転説に立つ加賀山教授で

法

律

論

(6) 加賀山・民法を語る②Law School三一号一一五~一一六頁発言:

号一一三頁)。

賃借物の返還義務

(原文カタカナ) と述べている。

認めないといった考えでのみ、 物 接に返還請求権を有するため、 定があることは既に述べた→〔74〕注(2))。但し、賃貸人が所有者である場合には、 ?の返還を請求できるかが問題とされている(ドイツ民法では返還請求権について、 賃貸借契約が終了しこれを転借人に対抗できる場合に、 論じる意義のある問題である。 他人物の賃貸借の場合か、契約上の請求権を排他的に適用して物権的請求権の競合を 賃貸人は六一三条に基づいて転借人に対して自己への目的 賃貸人に転借人に対する請求を認める規 所有権に基づいて転借人に対して直

六一三条一項に「所謂権利の内には、 分への の如きも亦包含し、従て賃貸人は此の場合物を占有する転借人に対し直接其の返還を請求するを得るは多言を要せず」 1 |引渡を請求できると明言する学説がある。 (1) 適用肯定説1 (併存説) この点は議論されることは殆どないが、六一三条により賃貸人は転借人に対して自 賃貸借が終了したる場合に、賃貸人より賃借人に対し物の返還を請求する権利 判例としても、 大判大一四・一二・二六 (新聞二五三三号一三頁)は

返還すれば、 る↓ てしまった場合に、賃借人との関係で債務不履行にならないかが問題とされる(一〇七条二項についても同様の問題があ 91 (イ)。この点につき、大判昭一二・四・一九(民集一六巻五二四頁) 賃借人=転貸人に対する返還義務も免れるものとしている。 賃借人=転貸人も契約上転借人に対して引渡請求権を有するため、 は、 次のように転借人は賃貸人に目的物を 転借人が直接賃貸人に引渡をし

終了せる場合には、転借人は賃貸人に対しても直接に転借物返還義務を負担すべく、賃貸人に対し其返還義務を履行 転貸借が終了するときは、 転借人は賃借人に対し転借物返還義務を負担すべきは不知論なるも、 賃貸借も亦既に

人の責めに帰すべからざる履行不能によって消滅すると解すべきである」というものがある。(2) 学説としても、「転借人が賃貸人の返還請求に応じて返還したときは、賃借人の転借人に対する返還請求権は、

転借

適用肯定説2 (移転説) この賃貸人と賃借人の返還請求権が競合することを前提とした学説に対して、 加

賀山教授はここでも移転説を直接訴権に適用して次のように述べる。 「賃貸人は賃借人に対して賃貸借契約終了に基づく賃借物の返還請求権を有している。 また、 賃借人(転貸人)の

論 る転借人の返還請求権は賃貸人へ移転し、以後、 転借人に対して転貸借終了に基づく転借物返還請求権を持つ。 人は転借人に対して六一三条に基づき直接に賃借物の返還を請求できる。この直接訴権の行使により、賃借人に対す 賃借人は転借人に対して転借物の返還を請求する権限を失うと解す したがって、直接訴権の要件は充たされており、

法 律 移転説では賃貸人が賃借人の転借人に対する権利を取得できるということが直接訴権の意義であり、 その観点から

それは賃貸人の金銭債権についてのみ認めることになるはずである。フランスでは直接訴権は金銭債権について認め 適用否定説 これに対し、六一三条の直接訴権の制度を債権者平等の原則を排除する制度であるとすれば、

すると金銭債権に限定する必要もないということであろう。

られ、 他の債権者を排除するための制度であることが、ボアソナードにより述べられていたことはすでにみたところである。 連鎖的売買において解除訴権が例外とされており、また、旧民法の起草過程でも、 直接訴権の制度が債務者の

貸人の承諾の有無にかかわらない、この請求の物的性質の問題である」と述べている。私見としても、この立場に賛(4)

このような観点から、三宅教授は、「賃貸借の終了に基づく賃貸人の転借人に対する返還請求は、

転貸借に関する賃

があるが、その場合には、 債権者代位権の転用をもって処理すればよいであろう。

賃貸人には所有権に基づく直接の返還請求権を転借人に対して認めればよいと考える。

他人物の場合には

成し、

 $\widehat{1}$ 注 近藤英吉『債権各論』(昭八)一二二頁、我妻栄・廣瀬武文「賃貸借判例法(八)」法律時報二〇巻九号 (昭一五) 四〇頁

沼義雄『綜合日本民法論別巻第五債権各論下』(昭一八)五一頁、永田菊四郎『新民法要義第三巻下債権各論』(昭三四)二一 一頁、石田文次郎『價権各論』(昭二二)一四五頁、我妻栄『價権各論上卷一』(昭三二)四六二頁、品川孝次『契約法上卷』

権各論ノート』(平六)一一九頁、水本浩『契約法』(平七)二六八頁など。 (昭六一)三三八頁、高島平蔵『債権各論』(平元)一七六頁、田山輝明『契約法(第三版)』(平五)一七六頁、

内田勝一『債

2 倉田卓次監修『要件事実の証明責任 契約法下巻』(平一〇)五〇一頁(並木茂)。

3 加賀山・前掲論文(二)阪大法学一〇三号一一七頁以下、一二八頁。同・民法を語る⑫Law School三一号一二〇頁の発言

(4) 三宅正男『契約法(各論)下巻』(平元)七九〇頁。

(4) 転借人の賃貸人に対する直接訴権

借人のための賃貸人に対する直接訴権は明確に否定するつもりであった。(1) は賃貸人の転借人に対する権利のみを保護する規定になっている。起草者も、賃貸人からの直接訴権のみを認め、 本人・復代理人間についての一〇七条二項のように直接の権利義務といったように規定がされておらず、六一三条

人から賃貸人に対する直接の権利は認められないというのが、一般的な理解といってよい。確かに、(2) 否定説 六一三条は転借人の義務に関する規定に過ぎず、権利に関しては規定が置かれていないので、 修繕義務につい

ては、

債権者代位権の特定債権の保全への転用により債務者たる賃借人の無資力要件を必要とすることなく、

賃借人から回収できないリスクを負うが、

留置権の行使により賃貸人の返還請求権にも対抗できることになり、

転借人が修補をした場合の費用償還請求権については、

転借人は 転借人

に代位行使を認めることで解決できよう。

しかし、

叢

論

説に対して、

既に古くから、 岡村判事は、

次のように異論を唱えていた。

転借人には賃貸人に対して直接の権利は六一三条により認められることはないという通

② 肯定説

合はないことになろうか 六一三条の適用を認めないとしても、 (また、 賃貸借がその後も継続する限り、 転借人の賃貸人に対する直接の債権を全く認めないというわけではな 賃料債権との相殺によりいずれなくなる)。

る<u>3</u> , (1 というのは、「但し、占有者としての一般原則(一九六条)に基づく償還請求権はある」といわれているからであ

律 法 いのみでなく転借人は直接賃貸人に対して通知義務を負うのであるから賃借人に対しては修繕の請求が出来ず直接賃 賃借人は本来自ら修繕する権利を有しないのであって斯様な者に対して修繕を請求し得るものとするは穏当でな

貸人に対して請求し得るものと云わねばならぬ。即ち第六一二条第一項の所謂権利が義務を包含する如く第六一三条

第一項に所謂義務を負うは権利の取得をも包含するものと解するのが穏当である」。 (4) ることができ、賃貸人と転借人との間に直接の権利義務の関係を認めようとしており、それ以外の債権にも拡大の余 これは具体的には修繕義務について述べているわけであるが、最後の一般論は六一三条一項の義務に権利を含ませ

篠塚教授は、 修繕請求権についてだけであるが、 賃料と対価関係に立っていることから、 「賃貸人が、

に本条の賃料請求権を行使してきたときに、転借人は修繕が完了するまで、賃料の支払を拒絶し、 または、

地を残してい

借料または賃貸人に対する賃料と、 すんで、賃借人(転貸人)と賃貸人に催告したうえ、その不履行をまって、 相殺することができるのではないか」と述べている。 (5) 自分の費用で修繕し、賃借人に対する転

最も明確に六一三条の直接訴権の転借人への拡大を肯定するのは、 加賀山教授である。 加賀山教授は、「転借人に直 転借人

を保護する必要が大きい、 接訴権を認めても、 転借人にも直接訴権が認められるべきであると考える」という。 その内在的制約により、賃貸人が害されることは決してないのであるから、少なくとも、 賃貸借の終了が転借人に対抗できない場合や民法六〇八条の費用償還請求権が問題となる

場合には、

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) 権を認めるので、敢えて六一三条に根拠づける必要はない。しかし、そのような一般論が認められない場合のために 私見 (優先的代位権説) 私見としては、六一三条を離れて一般理論として四二三条を転用して優先的代位

相殺することが多くは必要になろう。 六一三条を類推適用して、転借人の賃貸人に対する直接訴権(優先的代位権)を認めてもよいであろう。 従って、転借人が費用償還請求権については優先的代位権が行使できる。しかし、 しかし、相殺適状を要件とする相殺は賃借人と転借人間だけでしか考えられず、 実際にはそれよりも賃料債権と

それを賃貸人に対抗できるかが問題になるだけである(〔8〕穴に詳しくは述べた)。

は担保権とは異なるので、賃貸人が差押えをしても五一一条により転借人は相殺が

先ず、直接訴権

(優先的代位権)

えによりそれが対抗できるようになった後は、 できるということを妨げられないはずである。 人から転借人へ、転借人から賃貸人へと相互に直接訴権が認められるのであるから、 転借人は相殺もできなくなってしまう。 しかし、賃貸人には転貸料債権への先取特権も認められるので、 転借人の相殺を賃貸人に対抗す しかし、この場合には、 賃貸 差押

請求権をもって賃料と相殺することができる。 そして、賃借人は費用を転借人に償還したことになるので、 可能であれば、 一挙に全てを清算してしまうような相殺ができるのが 今度は賃借人が賃貸人に費用償還

望ましいが、

その説明は難しい。

移転説では、

賃貸人と転借人との間に相殺適状が成立するので一挙に清算できる相

 $\widehat{1}$ 通りに可決されている(法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会』民法議事速記録四』(商事法務研究会 日本近代立法 対する直接の権利を認めるつもりではないが、それが不都合ならば改めてもよいと述べるが、 梅謙次郎『民法要義理巻之三債権編』六六二頁。六一三条(草案六一六条)の審議の際にも、 結局改められることなく原案 梅博士は転借人には賃貸人に

殺を説明できるが、そのためには双方とも直接訴権の意思表示をして両方とも移転が成立していないければならない。

法 律 論 叢 3 2 権各論下』(昭一八)五一頁、近藤英吉『債権各論』(昭八)一二三頁、勝本正晃『債権法概説(各論)』(昭二四)八九頁、 郎『價権法論(各論)下巻』(昭四)五六三頁、 法』(昭四二)二八三頁、石田穣『契約法』(昭五七)二三九頁、品川孝次『契約法上巻』(昭六一)三三九頁、 **儧権各論』(昭三四)二一一頁、中川善之助・打田畯一『契約』(昭二八)三七四頁、中川善之助・松鳴泰『改正借地法・借家** 田文次郎『價権各論』(昭二二)一四五頁、我妻栄『價権各論中巻一』(昭三二)四六二頁、永田菊四郎『新民法要義第三巻下 資料叢書4)四〇六頁以下)。 我妻栄『價権各論中巻一』(昭三二)四六二頁 例えば、村上恭一『債権各論』(大三)五九七頁、鳩山秀夫『増訂日本債権法各論(下巻)』(大一三) (平一〇) 一九三頁。 岩田新『債権法新論』(昭九)三七五頁、 沼義雄 『綜合日本民法論別卷第五價 四八一頁、 水辺芳郎『債 磯谷幸四

- <u>5</u> 4 篠塚・前掲書〔8〕注(2)二九〇~二九一頁 岡村玄治『改訂債権法要論(各論)』(昭三四)一三四頁。同『債権各論』(昭四)三七一頁で同旨が主張されていた。
- 6 いる。 るが、 加賀山・前掲論文(二)阪大法学一〇三号一三二頁。同「民法を語る⑫」Law School三一号一二〇頁での発言も同様であ 賃貸人の義務が修繕義務といった為す債務であり、 賃借人の他の債権者との関係が問題にならないことが強調されて

(ア)

ボアソナード草案以降

ボアソナード草案では、

九三二条がその後の旧民法財産取得編二三六条になる規

権を有する。

但し、

直接訴権の行使は、

7 直接訴権の法理が認められている民法規定2―― 復代理の一〇七条二項

(1) 一〇七条二項の位置づけ——起草過程

されている。 明確ではないが、この規定が直接訴権を規定したものであることは、昭和五〇年代になって浜上教授によって確認が は、その文言だけをみると必ずしも意味が明確とは思われない。一〇七条二項は第三者との関係も規定しているため(1) 〇七条二項は、「復代理人ハ本人…ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス」るものと規定をしている。この規定

三六条の規定を見れば明らかである。そこで、この規定の起草過程を確認しておこう。 旧民法の規定 一〇七条二項が直接訴権についての規定であることは、その前身である旧民法財産取得編二

定であり、次のように規定がされていた(Projet de CODE CIVIL pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire

III, 1891 p940)°

ボワソナード草案九三二条 直接に行使することができる。また委任者は、 「前条前二項の場合において、委任者は復代理人に対してその管理に関する訴権を 同様に復代理人に対して直接に義務を負う。

前条第三項の不適法な復代理の場合において、 委任者は上記の直接訴権と受任者についての間接訴権との選択

復代理の追認をもたらす。」

le substitué les actions relatives à la gestion de celui-ci, et il est tenu directement envers lui au même titre Dans les cas prévus aux deux premiers alinéas de l'article précédent, le mandant peut exercer directement contre

Dans les cas de substitution irrégulière prévus par le troisième alinéa au même article, le mandant a le choix entre

de la substitution. ladite action directe et l'action indirecte du chef du mandataire: mais l'exercice de la première emporte ratification

accompagné d'un commentaire t III, 1881, p960)。要旨であるので、〔 〕で括っておくことにする。(4) この規定についてのボワソナードの説明はおおよそ次のようである(Projet de CODE CIVIL pour l'empire du Japon

律 法 論 との競合を覚悟しなければならないのである。もし同様の事例において、債権者が債務者の訴権から発生した訴権を債権者の独自 を代わりに行使するものである。 また、不適法な復代理については疑問を残していたからである。既に、本理由書において、 のものとして直接に行使ができるとすると、このような他の債権者との競合を避けることができ、このような訴権による利益を受 いうと、フランス民法の規定は、直接訴権を相互的なものとしては規定しておらず(委任者の直接訴権のみしか規定していない)、 | 六六条に対応する間接訴権(債権者代位権のこと)についてはかなり長く説明を施した。間接訴権では、 本条は、これと類似のフランス民法一九九四条二項を、補充の上採用したものである。 しかし、債務者の訴権を代位行使する債権者が一人だけということはまれであろう。 何故補充をしなければならなかっ 直接訴権と対置されるフランス民法一 債権者が債務者の権利 他の債権者

条前二項では、 み直接訴権の行使を認めた。 本条のような事例においては、受任者が復受任者に対する権利を取得し、委任者はこれを代位行使できるのみかのようである。 委任者に復受任者に対する直接訴権を認めた。しかし、本条二項では、復代理を否定することを放棄した場合にの これにつき、以下のような一般原則を導くことができる。 前

ける唯一の者となる。

するのであり、またこれは両面的であり、復受任者に対して義務を負うべきなのも委任者である。フランス民法では、委任者にの 自分の利益のために、 み直接訴権を規定しているが、 復代理が適法な場合 復受任者に対する委任契約上の権利を取得するものではない。従って、 それは一般原則の発現にすぎないものであり、フランス民法は言及はしていないものの、 受任者は、第三者に任せるが、委任者のためそして委任者の名で行うものである。 受任者は委任者のために権利を取得 受任者は、 (1)

旧民法の起草過程

務を負うことになる。 受任者に対する権利を委任者のために取得しているものということができなくなる。受任者が復受任者に対し権利を有し、 あるものと考えるべきである。 不適法な復代理の場合 復代理が不適法な場合には、受任者は委任者を代理して復受任者を選任しているとも、

ることなく応じた場合にも、 て直接訴権を行使することにより、追認をなしたものと考えられる。また、復受任者による直接訴権の行使に対して、異議を留め 委任者は間接訴権を行使できるだけとなる。 同様に追認を語ることができる。〕 しかし、 委任者は常に追認をすることができ、 復受任者に対し

また義

るものであり、 権者代位権に対する意義としては、 理人は究極的には本人の利益と負担の下で行動しているということを持ち出している。 の権利義務の関係を基礎づけられるかについては、 この説明を見ることにより、 確かに形式的には本人・代理人間、 本草案は直接訴権を規定したものであることが明らかになる。(5) 他の債権者の競合を排除できることにあることが分かる。 代理人は究極的に自分の事務ではなく、本人の事務を依頼してい 代理人・復代理人間に委任契約があるだけであるが、 また、どうして、 そして、 直接訴 直接 の債

治二一年六月一二日) 1 法律取調委員会 の審議に提出された草案は以下のようなものであった ボアソナード草案を土台にして旧民法の審議が行われるが、 (『法律取調委員会民法草案財産編取得編議事 法律取調委員会第六四

明

「前条ノ初ノ二項ニ定メタル場合ニ於テ委任者ハ代人ノ管理ニ関スル訴権ヲ直接ニ其代人ニ対シテ

(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書9)三五六頁)。 草案では九三二条である。

行ウコトヲ得又同一ノ名義ニテ其代人ニ対シ直接ニ責ニ任ズ。

筆記』

選択ヲ有ス然レドモ直接訴権ノ行用ハ代替ノ確認ヲ帯ブ」。 .条ノ第三項ニ定メタル反則代替ノ場合ニ於テ委任者ハ右直接訴権ト代理人ノ権利ヲ以テスル間接訴権トノ間 法

を読まなければその意味するところは、 この草案はボアソナード草案のまさに直訳であり、 正確に伝わることはないであろう。この草案について、 訳もこなれたものとは言い難い。 ボアソナードの起草 審議により表現が以

下のように修正されることが議決される。点線をふった個所が表現の修正された個所である。

「前条ノ初ノ二項ニ定メタル場合ニ於テ委任者ハ代人ノ管理ニ関スル訴権ヲ直接ニ其代人ニ対シテ

行ウコトヲ得又同一ノ理由ニテ其代人ニ対シ直接ニ責ニ任ズ。

選択ヲ有ス然レドモ直接訴権ヲ行フタルトキハ代任ヲ確認シタルモノト看做ス。」 同条ノ第三項ニ定メタル反則代替ノ場合ニ於テ委任者ハ右直接訴権ト代理人ノ権利ヲ以テスル間接訴権トノ間

再調査案として提出された草案は以下のようなものである(『法律取調委員会 民法草案財産取得編再調査案議事筆記』 2 法律取調委員会再調査案 右のような修正が施されることが議決されたが、その後法律取調委員会に

(商事法務研究会 日本近代立法資料集11) 一七〇頁)。

再調査案原案九三二条 ニ行ウ事ヲ得又之ニ対シ同一ノ名義ニテ直接ニ責任ヲ負担ス。 同条第三項ノ場合ニ於テ委任者ハ直接訴権ト代理人ノ名ヲ以テスル間接訴権トノ間ニ選択権ヲ有ス然 「前条第一項及ビ第二項ノ場合ニ於テ、 委任者ハ下代人ニ対シ其管理ニ関スル訴権ヲ直接 レドモ 直

接訴権ヲ行フタルトキハ其下代人ノ選任ヲ許諾シタルモノト看做ス。」

議では、「下代人」という文言を「復代人」と改めることにした他は、 原案通りということで議決される。 再調査

は異なる個所であり、 案では以下のようになる(『民法再調査案』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書16)一一五~一一六頁)。 点線部分が原案と いずれも表現の修正だけである。

「〔前条第一項及ビ〕第二項ノ場合ニ於テ委任者ハ復代人ニ対シ其管理ニ関スル訴権ヲ直接ニ行

ウコトヲ得又之ニ対シ同一ノ名義ニテ直接ニ責任ヲ負担ス。

同条第三項ノ場合ニ於テ委任者ハ直接訴権ト代理人ノ名ヲ以テスル間 接訴権トノ間 二選択権ヲ有ス然

۴

-モ直

接訴権ヲ行フタルトキハ其復代人ノ選任ヲ認諾シタルモノト看做ス。」

(ウ) 旧民法の規定 以上のようなボアソナード草案の翻訳の部分的な表現の修正を経て、 旧民法財産取得編二

三六条は次のように規定される。 人と修正されるなどの表現のみの修正に止まっている。 点線をふった個所は、 再調査案から更に修正をされた部分であり、 復代人が復代理

ニ行ウコトヲ得又之ニ対シ直接ニ責任ヲ負担ス。

産取得編二三六条一項

同 条第三項ノ場合ニ於テ委任者ハ直接訴権ト代理人ノ名ヲ以テスル間接訴権トノ間ニ選択権ヲ有ス然レドモ直

「前条第一項及ビ第二項ノ場合ニ於テ委任者ハ復代人ニ対シ其管理ニ関スル訴権ヲ直接

接訴権ヲ行ヒタルトキハ其復代人ノ選任ヲ認諾シタルモノト看做ス。」

められることを規定し、 第 一条は復代理人の選任が認められている場合について、委任者が復代理人 表現は異なるが、復代理人から委任者に対しても同様であることが規定されている。 (復受任者)に対して直接に訴 この委 権 が認

の復代理人に対する債権を代位行使する債権者代位権との選択が可能であるが、 任者の復代理人に対する直接の訴権は、 第二項において「直接訴権」であることが明示され、「間接訴権」即ち代理人 直接訴権を選択した場合には、 復代

理人の選任につき承諾したものと扱うことにしたものである。 このように、 規定の上からも、 明らかに委任者と復受

任者との間において相互の直接訴権が旧民法では認められていた。

exposé des motifs t III, 1891, pp424 et s. の説明を見ると、 1 理由書におけるボアソナードの説明 本条についての Code civil de l'empire du Japon accompagné 殆どボアソナード草案における説明と同様である。 財産

こうみる限り、

草案における復代理が本人の代理人として(=本人の名で)復代理人を選任することであるといった

法

に対する利点の説明が先ずされる。

意味するという規定であるといったことが述べられる。 務づけられる。 ての権利を復代理人に対して取得することはなく、 そして、第一項が、 第二項は、 適法に代理人は本人のために本人の名で復代理がされるのであり、それ故、 本人による復代理人への直接訴権の行使、 それは本人が取得し、 即ち直接の権利行使が、 他方で、 反対に本人が復代理人に対して義 違法な復代理の追認を 代理人は本人とし

律 ナードの説明 理解が改められていないといえる。 2 両者の間に契約上の債権が成立するのは当たり前であり、直接訴権などという必要はない。このように、 注釈書における解説 が、 折角の直接訴権の規定を誤解に陥れる原因となったことは否めないところである。 この旧民法財産取得編二三六条についての注釈を見ると、 代理人の代理行為により本人・復代理人間に直接の委任契約の関係が成立する以 例えば次のように説明する ボアソ

不適法な復代理人でも、本人が を選任せしものと云う可く、 ものがある。 して委任者と復代理人との間に更に一個の代理関係の成立するものたり」 この説明を見る限り、 適法な復代理人の(条文では復代人)場合には、「代理人は委任者の名義を以て委任者の為めに之 此一事を以て代理人が委任者に対する義務は己に消散して代理人は其関係より離脱し而 「認諾」即ち追認でき、 復代理は代理人が本人を代理して委任をするものかのように考えられており、それ 追認すると適法な復代理人となることの当然の帰結であると (原文カタカナ)、そして、 二項については、

規定であることは明らかである。

ならば本人・復代理人間に直接の委任契約が成立するので、 別の著書でも次のように概ね同旨の内容が詳しく説明されている。 (7) 直接の権利関係が成立するのは当然である。

関する復代人の費用、 人が代理〔人?〕として為せし管理の所為に対する訴権は委任者直接に之を行うことを得べく、復代理人に対する責任即ち管理に 異ならず。即ち代理人は委任者の名義を以て委任者の為めに之を選任せしものと云う可く、此一事を以て委任者に対する義務は己 に一個の代理人を介せずして双方の間に於ける直接の関係たるものなり」(原文カタカナ)。 に消散して代理人は其関係より離脱し、 適法な復代理人の場合 立替金、 損害の賠償及び代理の報酬等の責任は委任者直接に負担するものとす。之を約言すれば権利義務共 「代理人が復代人を選任せしは、 而して委任者と復代理人との間に更に一個の代理関係の成立するものたり。 委任者の意思に従いたるものにして委任者自から之を選任せしに 是を以て復代

係を普通の原則より観察すれば、 あるを以て其復代人の選任も勿論之を認諾することを得べく而して之を認諾するや其関係は第一の場合の如く当然直接と為るに田 を有すと為し委任者に直接訴権をも併せて許与せり。 己の意思に随い自ら復代人を選任したるものなれば其結果を委任者に転与す可きに非ず。 (原文カタカナ)。 不適法な復代理人の場合 即ち代理人の名を以てする間接訴権あるに過ぎざるなり。然れども本条は此場合にも間接訴権と直接訴権とに付て選択権 委任者が自己の義務者たる代理人の名義を以てするに非ざれば其復義務者たる復代人を訴ふるの この場合には「委任者を代表して委任者の為めに選任せしものと云うを得ず。 是れ他なし委任者は代理人の権限外に為したる行為にても之を認諾するの権 故に此場合に於る委任者と復代人との関 即ち代理 人が自

従って、 ずらいものであったが、 説明から明らかである。 の根拠条文とされたフランス民法一九九四条二項に由来し、その不備を補ったものであったことは、 (エ) 審議過程では表現の改善のみがされただけであり、内容的な変更はないのでこの規定が直接訴権を導入した 旧民法の起草過程についての結論 次第に審議を経るにつれ表現が改善されていき、 そのボアソナード草案が日本語に翻 旧民法財産取得編二三六条の原案たるボアソナード草案が、 訳され、 旧民法のたたき台とされ初めは直訳調で分かり 先の旧民法の規定へと結実したものである。 ボアソナードの

く原因であるといえよう。

ていなかったのではないかと疑われるところであり、それが現行民法における規定そしてその理解へとつながってい

意識されなかった原因である。いずれにせよ、 ものと、 権しか問題にはならないが、委任者は追認をして直接の法律関係を復代理人との間に作ることができると考えていた 復代理人間には直接の関係は生ぜず、復代理人と法律関係を有するのは受任者=代理人であり原則として債権者代位 人間に直接の権利義務の関係が発生し、②不適法な場合には受任者=代理人が自己の名で委任するのであり、本人・ ところが、二三六条一項について、①適法な場合は、代理人が本人の名で復代理人に委任をするために本人・復代理 右の解説を見る限りでは考えられる。ボアソナードの考えていた直接訴権による債権者保護ということが無 代理という問題にすり替えられてしまったことが、後の現行民法の起草過程で直接訴権ということが十分に わが国の起草者また起草補助者はボワソナードの趣旨を十分に理解し

注

法

 $\widehat{\mathbb{1}}$ そのため、通説は後述するように本人・代理人間の内部関係と同じ関係を本人・復代理人間に認めた規定と解するのに対 一○七条二項は一項の結果を注意的に規定したものにすぎないとして、反対する学説もある(薬師寺志光『改訂日本

民法総論新講下巻』(昭四五) 六七三頁)。

2 任者間という二重の制限があり、委任者は復受任者の直接訴権に対して、復受任者の過失を対抗することができるものとい 1043)、②復代理の結果と構成するもの(Cozian, L'action directe, 1969, n° 62 et s.)、及び、③契約グループ論により説 権の性質については議論があり、①直接訴権と位置づけるもの(Mazeaud, de-Juglart, Contrats spéciaux, 5 éd., 1981, n° 規定は、フランス民法一九九四条二項に規定があり、委任者・復受任者間に相互的に、直接訴権が肯定されている。 に、林脇教授も起草過程を研究して、一〇七条二項が本来は直接訴権の規定であったことを明らかにしている。このような 浜上則雄「民法一〇七条の『直接訴権』について」Law School三三号 (Neret, Le sous-contrat, 1979, n。295-296)に分かれる。この直接訴権は、委任者・受任者間、受任者・復受 しかし、委任者は受任者への報酬の支払いをもって、復受任者に対抗できないものとされており、この点は委 (昭五六) 四七頁以下。 なお、 . 93 に述べるよう

行ハ代リ代理ノ追認ヲ帯有ス」

3 任者が復委任を知らない場合に、とりわけ疑問があるものといわれてい 本文は私訳であるが、『ボアソナード氏起稿再閲修正民法草案註釈第三編下巻』(一七六頁のものと五五五頁のものとがあ

によると次のように訳出されている。ちなみに再閲では条文は一四三二条となっている。

ボアソナード草案再閲一四三二条 「前条第一項第二項ニ予定シタル場合ニ於テハ委任者ハ直ニ代任代理人ニ対シ其管理

ニ関スル一切ノ訴権ヲ執行スルコトヲ得可シ而シテ委任者ハ亦直接ニ其代任代理人ニ対シ委任者タルノ義務ヲ負担スベシ 第三項ニ予定シタル不適法ノ代任代理ノ場合ニ於ハ委任者ハ間接訴権ト直接訴権トノ間選択権ヲ有ス然レモ直接ノ訴権

執行ハ代任代理ノ追認ヲ惹起スベシ。」

なお、『ボアソナード氏起稿民法草案修正文』六八二~六八三頁では、次のようになってい 「前条第一項第二項ニ予定シタル場合ニ於テ委任者ハ直ニ代リ代理人ニ対シ其管理ニ関スル一切

ノ訴権を執

行スルコトヲ得委任者モ亦直接ニ其代リ代理人ニ対シ委任者タルノ義務ヲ負担ス 第三項ニ予定シタル変則之代リ代理ノ場合ニ於テハ委任者ハ間接ノ訴権ト直接ノ訴権トノ中選択権ヲ有ス然レモ直接ノ執

- 4 従って、転貸借の場合の現行六一三条に対応する規定は旧民法にはなかったのである。下請人や請負人の労働者の直接訴権 三二条と後述する下請人及び請負人の労働者の注文者に対する直接訴権についての一四九○条が掲げられているだけである。 三編摘要』三四六頁の用語索引によると、action directeは「直接の訴権」と訳され、条文としては復代理についての一四 の規定は現行民法には承継されなかったことは後に述べる。 前掲書(注3)にボアソナードの説明が訳出されている。なお、司法省『ボアソナード氏起稿 再閱修正民法草案第二編第
- 5 已レニ代ハラシメタル場合ニ於テ委任者ノ其代人ニ対スル直接ノ訴権及ビ其代人ノ委任者ニ対スル直接ノ訴権」というもの 司法省『ポアソナード氏起稿 再閲修正民法草案第二編第三編摘要』三一八頁の一四三二条の要旨は、「代理人他人ヲシテ 相互の直接訴権を規定するつもりであることが分かる。
- 7 6 資料全集 別巻 の本人に対する権利としては、管理に関する費用、立替金、損害賠償、報酬などを例として挙げる。 岸本辰雄『民法正義 財産取得編 巻之弐』二三二頁以下。但し、磯部四郎『民法釈義 財産取得編(中)』(信山社 梅謙次郎・吾孫子優・田代律雄『民法〔明治29年〕債権』(信山社日本近代立法資料叢書別巻21)二三三頁以下。 (86)七七七頁では、「畢竟するに復代人も亦委任者の為めに行為するものに外ならず且つ復代人に取りては代 復代理人

理人に対するも委任者に対するも其責に任ずべきは唯一の結果なるが故に」(原文カタカナ)このような規定が置かれたもの

論

と説明しており、 他の説明とは異なっている。

(b) 89 現行民法の起草過程 浜上教授の研究によると、以下のような経緯で現行一〇七条二項は制定されたことが

民法第一議案 「民法第一議案」(『商事法務研究会 日本近代立法資料叢書13』による)によると、甲第六号議案

明らかにされている。

立法を綿密に比較検討して苦労をして作った旧民法の規定を簡単に見切りをつけることはありえないはずである。 ボアソナードに原案の作成が依頼されボアソナード草案はたたき台とされたとはいえ、 (明治二七年三月二四日) では、 旧民法財産取得編二三六条の規定が、次のように修正の上採用されている(一一一頁)。 日本人の起草補助者により諸

本的には旧民法の規定が、ドイツ民法も内容的に参照されながらドイツ民法的配列に並べ替えられまた整理簡略化さ

甲第六号議案第一〇八条 合ニ於テ本人ガ復代人ニ対シテ直接ニ其権利ヲ行使シ又ハ義務ヲ履行シタルトキハ其選任ヲ追認シタルモノト看 「代理人が第一○六条ノ規定ニ反シ又ハ本人ノ指名ニ依ラズシテ復理人ヲ選任シタル場

法

做ス」

律

れたものの、多くが採用されていることは疑いのないところである。(1)

甲第六号議案第一〇九条 「復代人ハ其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス」

直 0) いる(その他にもオランダ民法、スイス債務法、モンテネグロ民法、スペイン民法も掲げられている)。そして、 |接訴権を導入した基本規定であったのが、復代理人・本人間に、本人・代理人間と同じ関係が成立するというだけ 財産取得編二三六条一項は、 この一〇八条については、 旧民法財産取得編二三六条二項、フランス民法一九九四条二項が参照として掲げられて 二三五条一項と共に一〇九条の参照条文として掲げられている。 ボアソナードにより 直接訴 権の本元

(イ) 法典調査会 法典調査会民法議事速記録一(『商事法務研究会 日本近代立法資料叢書1』八八頁以下による)

に

よると、 第二回 (明治二七年四月一〇日) の期日に右に掲げた規定の審議がされている。

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) てい 利と云う積りであります」と答えている。このようにして、旧民法における訴権という用語はとらないことにしたた 果を生ぜねばならぬものと思ふたのであります、 云ふた方が宜からうと考えたのであります、又権利を行ふに限つたことはない義務を履行するに由ても矢張り同 何にも斯う裁判所に皆出なければならぬと云うやうに聞こえます、で訴権と云う語を用いずして唯広く権利を行ふと 取得編三三六条〔二三六条の誤りであろう〕に依つたものであります、唯既成法典には直接訴権を行う場合がある、 1 草案一〇八条について 接訴権という言葉が使えないことになり、 なお、「其権利ヲ行使シ」という意味が不明であるという質問に対しては、 一〇八条については、本条の起草を担当した富井政章博士の説明によると、 唯だ夫れ丈けを申して置きます」(八八頁・原文カタカナ) と説明され それが直接訴権という独立の概念ないし制度をぼやかした一つの原 富井博士は、「其本人としての権 「本条は 如

に本条は本人の追認を規定したものであり、 したり義務を履行したりすると、 とにある。これに対し、 審議では、いくつかの修正案が出される。 富井博士は、 追認が認められ直接の関係が生じると答え、梅博士が更に補足をする。 本人と復代理人間には何等の関係がないが、本人が復代理人に対し権利を行使 先ず、 本人の追認について特にこの場合にだけ規定を置く必要はない 山田喜之助による本条削除の提案がされる。 その 理 由 即 は というこ 要する

因でもあるといってよい

○八条の追認は第三者との関係についてのものではなく、

復代理人との関係について直接の関係を生じさせるもの

結局、

この全面削除の提案には賛成

一一五条の無権代理の追認とは異なるといった趣旨の説明をしている。

が

得られないで終わる。

正案は否決される。 契約をした相手方たる第三者に対してでもよいというように修正をする案である。 人が復代理人」というのを「本人が復代理人又ハ相手方」と変更し、追認を復代理人に対してのみならず復代理人と 土方寧により、二つの修正案が出される。それは、「又ハ本人ノ指名ニ依ラズシテ」という文言の削除と、「本 また、 本野一郎により「第一○六条ノ規定又ハ本人ノ指名ニ反シテ」という表現の修正をする案 しかし、 決をとるが賛成少数で修

- も出されるが、これも賛成少数で否決される。

一〇九条について 或は異議が生ずるかも知れぬと思ひましたから出した訳であります」と説明するだけであり、 一〇九条については、 富井博士により、「本条に付いては疑いは起るまいと思ひましたけ 単に復代理人

代理関係に関しては本人・代理人と同じ関係に立つといった程度の理解しかされていないこ

律 とが分かる。 (ウ) 民法整理案 審議でも、 「代表」という表現の点について質問が出されるにすぎない 民法整理案では (『法典調査会 民法整理案』(商事法務研究会 日本近代立法資料叢書14) (前掲書九六頁)。

法

論

も本人の代理人であり、

されているが明治二七年の日付が線を引かれており正確な日付は不明)、一〇八条は一条繰り上がって一〇七条になり、 るのは、 に修正が施されるが 一○八条に括弧書がついてはいるが二項が追加され、 (点線の部分。 対応条文の変更の他は、 復代人を復代理人に変更しただけ)、ここでの修正として注目され 旧民法財産取得編二三六条一項の原則規定を復活させ 表現

民法整理案一〇七条 二於テ本人ガ復代理人ニ対シテ直接ニ其権利ヲ行使シ又ハ義務ヲ履行シタルトキハ其選任ヲ追認シタルモノト看 「代理人ガ第一〇五条ノ規定ニ反シ又ハ本人ノ指名ニ依ラズシテ復代理人を選任シタル場合 たかのように思える点である。

做ス

いては、

削除という案も出されるがそれは否決されている。

一〇八条 復代理人ハ其権限内ニ付キ本人ヲ代表ス

(復代理人ハ本人ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス)」

(エ)

民法整理会

事法務研究会 日本近代立法資料集14) による)。 この追加の理由についての説明が以下のようにされている。 審議は第二回 (明治二七年一二月一八日) において行われ、 先ず富井博士か

民法整理会では、一〇八条二項の追加の点が審議される(『法典調査会民法整理会議事速記録』

へる。然るに是等の箇条には只代理人とある、 〇五条乃至一〇七条の規定は無論適用せられるものであると考へる又次の一〇九条の規定も適用されにやならぬと考 「是れは不足を補つたので別に新規のことを入れたのではない。復代理人が復復代理人を選任すると云う場合に一 実際は疑は起りますまいと思いますが文字の上から疑が起ると思いま

す。夫故此一項を置く必要があらうと思います」(原文カタカナ、傍点筆者)。

この説明から分かるように、この一〇八条二項は、

旧民法財産取得編二三六条一項を復活させ、

直接訴権制度を認

ことは同一の義務を有すと云うことになる」(四七頁・原文カタカナ)と述べていることからも分かろう。この規定につ を有すと言へば一〇五条の場合に復代理人を選任することが出来る。選任した時には一〇六条の義務があるぞと云う めるという意識はないといってよいであろう。このことは、富井博士が、 質疑の中で、「本人に対して同一の権利義務

事筆記」(商事法務研究会 日本近代立法資料集15)による)と、次のようなきわめて重要な修正がされる。 (オ) 法律取調委員会 法律取調委員会による第二号(明治二九年一月配布) によると(「法律取調委員会 民法草案議

第一〇七条 復代理人ハ本人及ビ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス」 「復代理人ハ其権限内ニ付キ本人ヲ代表ス

叢

法

律

て全く消えてしまったかのようである。 契約における直接訴権の規定が現行民法では脱落してしまったのと同様に、ここで一〇七条まで削除することによっ る本人復代理人間における直接訴権を認める原則規定が全く消滅してしまったことになる。そうすると、 このようにして、先の一〇八条二項が財産取得編二三六条一項を復活させたものではないとすると、 (力 民法修正案理由書 ところが、 民法修正案理由書では、 右の途中で追加された一〇七条二項につき、 旧民法におけ

適用を生ぜず。 ように財産取得編二三六条を承継した規定ということが明言されることになる。(2) 「本条は財産取得編第二三六条に該当するものにして、原文第一項は其一部は本案に採りたる主義の結果として其 次の

生ずるは本人が復代理人に対して権利を行使する場合のみに在らず。之に対して義務を履行したる場合に於ても亦同 但直接訴権なるの語は、起訴を要する如く聞え穏当ならざるを以て直接に権利を行使しと改めたり。亦追認の効果を の結果を生ぜざるべからざるが故に、 最初の一○七条二項の追加の趣旨はそうではなかったものと先のように推察され、これは推測にしかすぎない 亦一部は次条の規定ある為め其必要なきに因り之を設くる必要あるべきに因り本条に之を採用せり。 又は義務を履行したるときの数字を加えたり」 (原文カタカナ、傍点筆者)。

せよ、 うな意識しかなかった可能性がある。 その後の審議の際に財産取得編二三六条一項を承継する規定として一〇七条二項を位置づけることに気がつかれ、 解していたかは疑問であり、 の規定を直截に規定した以上、 確かに理由書の説明では「直接訴権」という表現が用いられてはいるが、それがどのような意味なの 復代理人は代理人が本人を代理して選任するため本人と直接の契約関係があるというよ 元の一○七条は規定する必要がないと考えられたのではないかと思われる。 ずれに

なお、

その後の修正案としては、

先の原案一〇八条を削除し、

原案一〇七条の一項と二項とを合体させ、「復代理人

正案も作られたようである。しかし、 其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス復代理人ハ本人及ビ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ権利義務ヲ有ス」とする修 結局は、一〇七条一項と二項に分離され、 財産取得編二三六条一項を承継した

と説明される規定が一○七条二項として残されることになる。

とす。 を有することを規定せず。是れ蓋し取得編第二三六条第一項は本人と復代理人との間に於ける関係のみを規定せんと 定したりと雖も、 何なる関係を生ず可きやを規定したるを以て、復代理人に付きても亦た此等の関係を生ず可きことを明らかにしたる したるが為めなる可しと雖も、 民法修正案理由書 「本条の規定は代理人と復代理人と其名称を異にする為め或いは疑義の生ずるあらんことを恐れ之を設けたるもの 既成法典は取得編第二三六条第一項に於て復代理人は本人に対して代理人と同一の権利義務を有することを規 復代理人が其権限内の行為に付き本人を代表すること及び第三者に対して代理人と同一の権利義務 (未定稿本)によれば、一○七条につき以下のように説明がされている。(3) 本案に於ては代理人の行為に依りて本人と第三者との間又代理人と第三者との間に如

なり」(原文カタカナ)。 この説明によると、 起草者は旧民法財産取得編二三六条一項を「復代理人は本人に対して代理人と同 権利義務

のため、 たかは別として、 を有することを規定した」にすぎない規定といつた程度に理解していたため、こういった規定になったものであり、 第三者との関係などまでが追加されたということが分かる。 ともかく一〇七条二項が旧民法財産取得編二三六条一項に由来する規定であるという意識で規定を しかし、 起草者が正確にその内容を理解してい

そ

149

作ったことは明らかである。

(†) その後の起草委員による説明と起草過程についての評価

1 梅及び富井博士による説明 この規定につき、 梅博士は、 一○七条一項は代理関係についての規定であり、

同

其権限内の行為なるが故に本人に代わりて之を選任したるものといわざることを得ず」(原文カタカナ)、故に一〇七条 ないはずであるが、「是れ頗る実際に不便なるのみならず代理人が復代理人を選任することを得る場合に於ては是れ亦 条二項は権利義務の関係についての規定であり、 |項により本人と復代理人との間に権利義務の関係を認めたものと説明をしている。 (4) 純理からいえば本人と復代理人との間には何等の権利義務の関係は

他方で、本条の起草担当者たる富井博士は、 一〇七条二項が直接訴権の規定であることを明言している。 即ち、「復

定を必要とした」のであり、「双方互に自己の名義を以て委任上の権利を行うことを得べし。即ち普通に所謂直接訴権 代理人は代理人に償還の資力なき場合に於て、其総債権者と対等の地位に立ち損害を被る危険ある」ため、「特別の 規

を認めたるものなり(取二三六条、仏一九九四条二項ノ瑞債三九七条三項)」、と。(5)

律 法 論 関係が成立するといった程度の理解であった可能性があることこれも何度も述べたところである。 甚だ疑問である。 を規定した財産取得編二三六条一項を表現を修正して採用した規定といった意識を有していたことは、 から明らかといってよいであろう。 2 現行民法の起草過程についての評価 代理の問題に解消し、復代理人代理人が本人の代理人として選任したもの、即ち本人と直接の契約 しかし、旧民法の直接訴権という意味を十分理解していたかは何度も繰り返すが 審議途中で追加された一○七条二項につき、旧民法における直接訴権 右にみた説明

るものであるというにすぎないと理解すれば、 委任契約関係、 ころである。復代理人につき、代理人が自己の名で選んだ者であり、本人と直接の契約関係はなく、本人・代理人の このような意識で作られたが、 代理人・副代理人の委任契約関係があるだけであり、 旧民法財産編二三六条一項の血を引く一〇七条二項をどう位置づけるべきか悩むと 起草者の理解は誤りであることになり、 しかし権限については復代理人は本人を代理す 一〇七条二項の位置づけを再

検討する必要がある。そうすると、旧民法の規定に遡ってその存在意義を発掘すべきであり、これを直接訴権を認め

よる拡大も視野にいれれば大きな意義があるものと思われる。 た規定と理解してよいであろう。私見では一般論として、四二三条を直接訴権に転用するが、そのような大胆な解釈 裁判所により認められない可能性が高いので、一〇七条二項をこのように位置づけておくことは、その類推適用に

 $\widehat{1}$ なお、 加藤雅信 「日本民法史の比較法的系譜」 同編集代表『民法学説百年史』(平一一)二九頁以下参照

- $\widehat{2}$ 浜上・前掲〔88〕注(2)論文四八頁による。
- 3 広中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』一〇一頁による。
- 5 富井政章 梅謙次郎『訂正増補民法要義巻之一総則編』(明四四)二七四頁。 『民法原論第一巻』(大一一) 五一〇頁

 $\widehat{4}$

(b) 90 その後の学説による理解

例えば鳩山博士や岡松博士も認めていたところであり、フランス民法一九九四条二項が援用されていた。(1) けると同一の法律関係が発生すべきことを規定し、復代理人は直接本人に対して其の権利を行使し得ると同時に 教授も、「本条二項は転貸の場合における民法六一三条と同様に、本人と復代理人との間にも本人と代理人との間に於 1 報酬請求権 直接訴権という説明 費用前払請求権)、本人も亦直接に復代理人の責任を問ふことを得るものとしたのである。尤も之 一〇七条二項が、直接訴権(action directe)を認めた規定であることは、初期のうちは また、 近藤 例

等の関係が復代理人と代理人との間の内部関係により制限せらるることは勿論である」(原文カタカナ)と述べている。(2) これは、その表現からみて、旧民法財産取得編二三六条を意識していることは明らかであり、一〇七条二項がその改

151 正条文であることを認識した上でのものといってよい。また、六一三条と同趣旨の制度として理解していることから

みても、 られていき、 直接訴権といった特別の制度であることを認めているものといってよい。しかし、 次第にこのような記述は体系書から姿を消していく。 旧民法との繋がりは忘れ

便宜的規定という説明 ところで、一〇七条二項の規定の意義については、一般には便宜的な規定と理解

法律上の地位在るに過ぎず、然れども法律は此の如く本人復代理人間に直接の権利義務の関係を認めざるときは復代 「純論理より言えば本人復代理人間には何等直接の権利義務の関係無く、唯復代理人が本人を代理することを得る 例えば鳩山博士は次のように説明をしていた。

叢 理人をして代理行為を実行せしむるに不便なりとし」(原文カタカナ)て、一○七条二項のような規定が設けられた。(3)

論 と同様の利害を受けるから、復代理人に対しても、代理人に対すると同様の内部関係を成立させることは、 同様の立法趣旨を説明する学説は多い。例えば、「本人は、復代理人の代理行為によって、代理人の代理行為による 本人にも

法 律 ぼ同様の趣旨が述べられている。(6) うけるから、 復代理人にも便宜である」、「本人は代理人と同様に、復代理人もまた代理行為の法的効果をうけ、同様の利害関係を(4) 両者を同一の権利義務の関係に立たせるのが、本人にも復代理人にとっても便宜であるから」などとほ(5)

一〇七条一項の確認規定という理解

右の通説に反対して、薬師寺教授は、「一〇七条二項は同条一項

の結果

同一の内部関係を有する趣旨を規定するものではない」という。復代理人が注意義務を軽減されるのに、(7) 係で善管注意義務を負わされたり、 に対し代理権者としての注意義務を有すべきことを明言したに止まり復代理人が本人に対し代理人の本人に対すると を注意的に明示したものである。即ち復代理人が本人のための代理権者たる結果として、復代理人は本人及び第三者 復代理人が無報酬なのに本人に対して報酬を請求できるのは不当であり、 本人との関

条二項の文字からいっても、「復代理人は本人及び第三者に対し代理人と同一の代理関係を有すると解するのが自然で

さえある」という。(8)

代理人の義務について当然の規定とする説明

これに対して、近時、

船越教授は、

確かにある面、

特に復代

えることにより、下請人の法的地位の説明をきわめて容易ならしめるという。 (9) そして、このような一般法理を一○七条二項が特に政策的に認めたものではなく、 立場において承認し、承継しなければならないものと解すべきものである」と述べている(例として通知義務を挙げる)。 るものであると考えている。即ち、「他人の契約関係に履行代行者として取り込まれた者はその契約上の義務を従属的 理人の権利に関しては政策的に規定がおかれたものといえるが、復代理人の義務については理論的に当然に認められ 当然に理論上認められるものと考

注

- 1 理人に対するも亦同じ」と述べている。 ち直接に自己の名を以てする権利を行うことを得。間接訴権即ち代理人が本人と対する権利に依るを要せず。本人より復代 ·ような記述は見当たらない。岡松参太郎『註釈民法理由総則編』(明二九) 二三九頁も、「復代理人は本人に対し直接訴権即 鳩山秀夫『註釈民法全書第二巻法律行為乃至時効』三一二頁。但し、同『増訂改版日本民法総論』(昭二)四四一頁ではそ
- (2) 近藤英吉『註釈日本民法 (総則篇)』 (昭七)四〇五頁。
- 4 3 する学説は多い。例えば、 鳩山秀夫『註釈民法全鸖第二巻法律行為乃至時効』三一一頁。このように、そうでないと相互に不便だからという説明を 我妻栄『新訂民法総則』 (昭四〇)三五七頁。このように、復代理人の行為の効果が直接本人に及ぶことを根拠として説明 田島順『民法総則』(昭一三)三九九頁、吉田久『日本民法論総則篇』(昭二五)二五九頁など。
- 於保編『註釈民法(4)』(昭四二)七一頁(大田武男)など。これに対し、中島玉吉『民法註義巻一』(明四四) する学説も多い。例えば、石田文次郎『現行民法総論』(昭五)四〇六頁、小出廉二『民法教室総則篇』(昭三五)二四〇頁 このような批判する
- (5) 石本雅男『民法総則〔改訂版〕』(昭三七)三〇五頁
- 6 その他に、このように直接の関係を認めないと不便であると説明するものに、 斎藤常三郎 『日本民法講義総則』 (昭三) 二

うな観点と共通するところである。

- 8 薬師寺・前掲書六七三頁以下、六七六頁。岩田新『民法絵則新論』(昭一六)五三一~五三二頁も同旨か。

一五頁、川島武宜『民法総則』(昭四〇)四一〇頁、松坂佐一『民法提要総則〔第三版増訂〕』(昭七)二六九頁、槙悌次『民

9 ずれの義務も、 う_。 約していた場合には、復代理人は本人に対する報酬請求権を代理人に対して放棄する表示をしているものと考えられるとい 船越隆司『民法総則』(平九)二〇三~四頁。なお、同二〇四頁では、代理人が復代理人に対してみずから報酬の支払いを また、四宮和夫─能見義久『民法総則第五版』(平一一) 二七○~二七一頁は、代理人の受領物の引渡義務に関して、「い 結局は、本人Aに受領物を帰属させるという同一の目的を有するものだからである」と述べており、このよ

(2) 復代理の場合1― - 委任者(本人)の債権の保護

(a) 91 渡義務を負うことは学説により承認されている。目的物の引渡義務をめぐっては、これまでは次の二つが議論されて(『) 目的物の引渡請求権 復代理人が受領した金銭などについて、一〇七条二項の規定により、 本人に対して引

法

きた。

律

場合、本人は一○七条二項により復代理人にその引渡を請求できるのはよいとして、代理人も引渡を請求できるのか の点につき、学説の中には代理人は請求ができないという考えもある。(2) 求権があるので、自分が本人に履行するためにも必要なので、これを肯定するのが普通の理解であるといえようか。こ が問題になる。代理人と復代理人との間には委任契約があり、代理人には復代理人に対する委任契約に基づく引渡請 (T) 復代理人の代理人に対する引渡義務 先ず、復代理人が例えば債権の取立を依頼され金銭を受領している

者の場合には、本人が代理人から引渡を受けられるか分からないのであり、実際に本人に渡らなかった場合に争い 対する義務も免れると考えてよいが、代理人に渡した場合には、本人に対する義務も当然に免れるのであろうか。後 の引渡義務を負うことになる。この場合に、本人に直接に渡せば、代理人も本人に対する義務を免れるので代理人に 復代理人が本人に引き渡した場合 一○七条二項により、復代理人は本人と代理人の両者に対して目的物

起きることになる。 最判昭五一・四・九(民集三〇巻三号二〇八頁) これについては、最判昭五一・四・九

ŋ 残額|二六万円と弁護士費用の支払いを求めて訴えを提起した。これに対して、Yは賠償金を全額Cに引き渡し、CはこれをBに引 更にそれをYに交付し、Yが保険金を受領した。約半額はXが受領したが、残額については受領をしていないため、 自賠法により保険金請求権を取得した被害者Xが、保険金の請求と受領とをAに依頼し、Aは白紙委任状などをBに行使し、 事案は以下のようである。目的物とはいうが、代理して受領した保険金の引渡請求の事例であり、金銭債権が問題になっているも (民集三〇巻三号二〇八頁) XがYに対して B は

ように判示してYの上告を受けいれている。 して金印を受領した場合には、XはYに対してだけその引き渡しを請求できるものというべきものであり、YはBにそれを交付した 控訴をする。控訴審は、一○七条二項により、Xと代理人と同じ法律関係がXYに生じたというべきであり、 き渡しているので、自分はXに賠償金を引き渡す義務はないと争う。 か否かを問わず、Xに対して右金印を引き渡すべき義務があるとして、Xを勝訴させた。これに対して、Yが上告をし、最高裁は次の 一審判決は、 XY間の委任契約の存在を否定し、Xの請求は理由がないとして退けている。 そこで、Ⅹが一○七条二項を根拠に Yが委任事務処理に際

きは、 とが便宜であるとの趣旨に出たものであるにすぎず、この規定のゆえに、本人又は復代理人がそれぞれ代理人と締結している委任契 為も代理人の代理行為と同一の効果を生じるところから、契約関係のない本人復代理人間にも直接の権利義務の関係を生じさせるこ 約に基づいて有している権利義務に消長をきたすべき理由はないから、復代理人が委任事務を処理するに当たり金銭等を受領したと 「民法一○七条二項の規定に基づいて本人復代理人間に直接の権利義務が生じた場合であっても、 もし復代理人においてこれを代理人に引渡したときは、代理人に対する受領物引渡義務は消滅し、それとともに、本人に対す 復代理人は、 特別の事情がないかぎり、本人に対して受領物を引渡す義務を負うほか、代理人に対してもこれを引渡す義務を 右の規定は、 復代理人の代理行

場合についても妥当するものというべきである」。

る受領物引渡義務もまた消滅するものと解するのが相当である。そして、

以上の理は、

復代理人がさらに適法に復代理人を選任した

ある。

ことを知りながらこれに引渡したような場合には、 たとえば代理人が困窮している(引渡を受けた代理人が費消する、或はそれを代理人自身の他への債務の弁済に充てるであろう) 復代理人の代理人に対する履行とはなっても、

本人に対する関係

本判決が「特別の事情がないかぎり」と限定した点については評価がされており、例えば林脇教授は、「復代理人は、

で注意義務に違反することになる場合があろう」と述べられている。

(ウ)

直接訴権説からの再検討

叢 理人が代理人に渡したなどの特別の事情がない限り、復代理人は責任を免れることになり、これが先の判例の立場で 便宜的規定説では、 林脇教授が先に述べているように、代理人が費消するなどの危険があることを知りながら復代

法 直接訴権の理論を適用することを提案する。その直接訴権の内容については、 は、先の判例を高く評価しながらも、「直接訴権」まで認めるものとまでは解釈をしていないように思われるとして、 これに対して、一〇七条二項を直接訴権を認めた規定と理解する立場からは、 加賀山教授の移転説と全く同様である。 結論がかなり異なってくる。 浜上教授

それ以前からの債権による相殺は認める)などをXに対抗できなくなるという。 (4) 先の事案でいうと、 してもXに対抗することはできず、 Xの直接訴権の行使により、 弁済の他、 更改、 BのYに対する引渡請求権はXに移転し、 相殺 (直接訴権行使後に取得した債権による相殺が禁止されるだけで、 その後は YはBに引渡

金の引渡しをする以前に、 こうして、本人XをBの他の債権者に優先して保護することを肯定し、「もし、 自分に賠償金を直接に引き渡すよう『直接訴権』を行使していたとしたら、 XがYに対してYがBに対して賠償 Y は、 Bに対

不当に害されるのである」

さらに賠償

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三)

とは妥当ではない。

また、

六五○条二項を類推適用して本人への引渡のみしか請求しえないとして、

第三者のために

しかし、本人への所有権

他の債権者が

代

に述べる金銭の場合と同じ扱いになる。

から、 する契約における要約者のような権利に制限するのも、 もちろん引渡義務の不履行による損害賠償義務については、 適切とはいえまい。 自分が引渡を受けて本人に引き渡す必要性もあるのであろう 金銭債務になるので一〇七条二項を適用してよく、 次

に履行をしその債務が消滅すれば、代位行使の対象がなくなることになる。その意味で、先の最判は結論として支持 で、あくまでも代理人の復代理人に対する金銭債権を本人が代位行使するにすぎないことになり、復代理人が代理人 する一○七条二項の規定を適用してよい。そうすると、私見は直接訴権を排他的ないし優先的な代位権で構成するの 2 金銭について 復代理人が受領したのが金銭である場合については、 金銭債権の問題として金銭債権を保護

できてしまうというのは、復代理人保護という観点からは抵抗感がある。 價権は本人のみが排他的に行使ができるにすぎないことになる(本人の債権の範囲内のことであり、それを超える残額につ 味がないかのようであるが、この制度の意義は代理人の他の債権者を排除できるという点にあり、 人の代理人への弁済が対抗できなくなるものと扱われるべきである。そうすると、結局差押えが必要でありあまり意 いては他の債権者が行使である)。従って、浜上教授の主張は卓見ではあるが、意思表示だけで移転をし復代理人に対抗 差押えによりその

そして、復代理人を保護するために、本人が代理人の復代理人に対するこの金銭債権を差押えた後に初めて復代理

法

律

論

しうるところである

î 〔第三版・増訂〕』 (昭五七) 二六八頁 大判昭一〇・八・一〇新聞三八八二号一三頁。 川島武宜『民法総則』(昭四〇)四一〇頁、松坂佐一『民法提要民法総則 のとするか、または、本人のためにする第三者のためにする契約と認めるべきである。その結果、一〇七条二項の適 三者を本人の代理人に選任するもの、即ち厳密な意味にいう復代理人ではなく本人と直接の契約関係が認められるも

- 2 我妻栄『新訂民法総則』(昭四〇)三五八頁。
- 3 行使によって、復代理人に対する復委任上の権利は、本人に移転する。つまり、『直接訴権』の行使によって本人は代理人の 浜上・前掲〔88〕注(1)論文五二頁。直接訴権の一般論をここに適用して、以下のようにも述べている。「『直接訴権』の 林脇とし子「復代理人の地位に関する一考察」法学研究五一巻三号(昭五三)二二頁。
- 帯責任を課していると考えるべきである。もっとも、本人が復代理人の選任監督に過失があるときは、その限りで、代理人 権利を取得し、代理人は権利を失なうのであるから、代理人は法定の代物弁済として完全に債務を免れるはずである。 の連帯責任は、一部連帯になると解すべきであると思われる」と(五二~五三頁)。 し、民法は本人を保護するため、本人が現実に復代理人から弁済を受けるまでは、代理人を完全には免責せず、代理人に連
- 6 5 ことはできないのである」と述べている。 よび『直接訴権』の行使後に取得した乙に対する債権を自働債権(反対債権)とする相殺などの抗弁をもって、Xに対抗する 浜上・前掲〔88〕注(2)論文五二頁。 浜上・前掲〔88〕注(2)論文五二頁。その前提として、「Yは、『直接訴権』の行使後になした乙に対する弁済、 更改、
- (b) 92 同様の議論を、ここでも考えることができる。 損害賠償請求権など 六一三条一項におけると同様に、保管義務とその違反による損害賠償義務についてと

より承認されている。しかし、金銭債権の保護ということからは、善管注意義務につき一○七条二項を適用すること(1) れれば都合がよいことは否定できない。そのため、起草者が考えていたように、なるべく代理人が本人を代理して第 には躊躇せざるをえない。とはいえ、報告義務や本人が復代理人に直接指示をしうるなど、直接の法律関係を認めら (T) 善管注意義務 一〇七条二項の解釈として、復代理人が本人に対して善管注意義務を負うことは、 学説に

用の余地は狭められるが、それで特に不都合があるわけではない。

本人に対して債務不履行責任を負うことになるが、そのことを損害として代理人は復代理人に対して債務不履行責任 (イ) 損害賠償義務 復代理人の債務不履行の場合には、代理人は履行補助者として一〇五条の要件を充たせば

を追及できることになる。そして、損害を生じさせた張本人である復代理人と損害を受けた本人との関係については、

わってくる問題である。 〇七条二項を適用することになるが、六一三条一項同様に問題がある(〔8〕参照)。損害賠償責任の法的性質にかか

論 あるから債務不履行責任ということになろうか。また、六一三条で述べたように、善管注意義務自体を本人・復代理 うとするものであると考えれば、その責任は、不法行為責任ではなく、敢えて直接の請求権を肯定しようというので

先ず、直接訴権の併存説では、それは代理人の復代理人に対する契約上の権利と同じ権利を認めよ

叢

1

併存説

法 律 務不履行責任を肯定することは不可能ではないことになる。 人間に認めれば、 なお、善管注意義務自体に一○七条二項を適用すると、代理人が免責される場合でも、復代理人の本人に対する債 その不履行による責任ということで、復代理人の本人に対する債務の不履行責任ということになる。

2

移転説

移転説では、浜上教授はこの点については言及していないが、先ずは代理人の復代理人に対する債務

権は認められないことになりそうである。その場合には、本人の復代理人に対する損害賠償請求権は、 不履行責任の成立を認め、それが本人の直接訴権の行使の意思表示により本人に移転するということになろう。 但し、 この考えでは、 いずれにせよ、 本人の復代理人に対する損害賠償請求権も、債務不履行責任に基づくものということになる。 代理人が免責される場合には、復代理人に対する損害賠償請求権を取得しないので、 一〇七条二項 直接訴

によることなく不法行為に基づくものということになろうか。

し排他的代位権で根拠づけることになる。ここでも六一三条一項同様、 3 優先的代位権説 (排他権説) 私見では明文の規定がある場合ない場合とも、 復代理人は本人に対して義務を負うと規定す 直接訴権を優先的代位権ない

る復代理人の直接の損害賠償義務を問題にすればよく、 ため、代理人が免責される場合には、一〇七条二項によることはできないことになるが、その場合には、本人に対す して責任を負う場合でも、 同様に復代理人の本人に対する損害賠償義務を認めることは可能である。 その内容が問題になるだけである。また、代理人が本人に対(2)

る一○七条二項の文言には反することになるが、敢えてこの批判は甘受せざるをえない。代位行使であると構成する

ている場合に、不法行為責任でいってその制限を無にできるかという問題があるが、 なお、委任ではなく寄託契約の場合には、 問題があり、どちらか一方の契約上の責任が制限されていたり免責され ここでは両責任が成立する場合

注

についての優先的代位権の話に限定するものであり、

理論は同様になる。

1 須永醇『新訂民法総則要論』(平九)二二三頁など。 島順『民法総則』(昭一三)三九九頁、我妻栄『新訂民法総則』(昭四〇)三五七頁、石田穣『民法総則』(平四)四一五頁、 遊佐慶夫『新訂民法概論総則篇』(大一三)三七八頁、沼義雄『綜合日本民法別巻第一民法総論下』(昭一一)一七二頁、田

2 拙稿「契約外の第三者と損害賠償責任」『玉田弘毅教授古希記念論文 現代民法学の課題』(平九)二一九頁以下参照。

(3) 復代理の場合2――復代理人の債権(22)

例えば、 復代理人が委任事務処理のために立替払いをしたりして、 費用償還請求権を持っていたり、代理関係及び $\widehat{2}$

法

酬請求権を有することは、 復代理関係ともに報酬が支払われる有償委任契約である場合に、 私見では、復代理人への本人の債権同様に優先的代位権により構成をすることになる。 一〇七条二項は復代理人の本人に対する義務だけの規定ではないので、 これは肯定されて

復代理人が本人に対して、

直接費用償還請求権や報

に、 とながら、 また、 復代理人には、 委任契約が有償委任である場合には、 代理人の報酬のほうが小さい場合には、六一三条一項におけると同様に(→〔8〕⑴ その限度でしか復代 代理人が本人に対して有する報酬債権につき直接訴権が認められることになる。 復代理人が代理人たる自己への委任者に対して報酬債権を有する場合 但し、 当然のこ

理人は本人に報酬請求ができないことになる。(2)

注

 $\widehat{\mathbb{1}}$ 我妻栄『新訂民法総則』(昭四〇)三五八頁、須永醇『新訂民法総則要論』(平九)二二三頁

四〇五頁、

田島順『民

法総則』 石田文次郎『現行民法総論』(昭五) (昭一三) 三九九頁、 石田穣 『民法総則』 (平四) 四〇七頁注(1)、 近藤英吉『註釈日本民法 四一五頁など。 (総則篇)』(昭九)

(4) 代理以外の委任関係にも適用されるか

ついては後述することにし、ここではその問題とは別に、例えばⅩが商品の委託販売をMに依頼し、 委託販売において、 販売をYに再委託をした場合に、 - 受任者が自己の名で第三者に商品を売却した場合に、委任者の第三者たる買主に対する関係に 委託者の再受託者に対する関係について見ていくことにする。 代理を伴う委任 Mが更にその商

関係についての一〇七条二項の規定が、

代理を伴わない委任契約更には準委任契約に類推適用できるかという問題と

になる。

して議論がされている (なお、 再寄託については、 六五八条二項により一○七条二項が準用されている)。

関係の規定は総則の代理の個所と契約法の委任契約の個所にばらされ、一〇七条二項は代理の中に整理された規定の ものとし、 任契約は代理関係に限定せず法律行為を行うことを委任する場合であればよく自己の名で契約をする場合も包含する 一つである。その結果、 のように、 準委任として法律行為以外の事務の処理も委任に準じて扱われることになっている。 旧民法は代理と委任とを区別していなかったが、現行民法では、代理は総則に規定をし、 一〇七条二項は代理についての規定であるので、代理以外の委任契約には適用されないこと 旧民法の委任

販売によって得た代金の中から報酬(手数料)及び立替金等自己の取得すべきものを控除した残額を委託者に支払う のと解すべ」きであるとして、委託者と再受託者間は委託者と受託者間と同一の権利義務を取得し、 の規定の準用があるから、民法復代理の規定(第一〇四条、第一〇七条等)もその趣旨に反しない限り準用があるも 1 類推 適用肯定説 後述の最判昭三一・一〇・一二の原判決は、「問屋と委託者との間においては委任及び代理(1) 再受託者はその

れば存在意義がないものだからである」として、代理以外の委任関係への類推適用を肯定しているだけである。 学説としては、 我妻博士が、「けだし、この規定は、代理に伴う内部関係に関するものであって、ここに類推しなけ

学説には、一〇七条二項は同条一項を前提としていることから、そのように限定をするもの

べき義務があるものと判示している。これが、最高裁により破棄されることは次に述べるようである。

接に委任者に帰属すべき理由なく、 例えば、 鳩山博士は、「受任者は委任者の名に於て復委任を為すものにあらざるが故に其法律効果が直 委任者が復委任者に対して所謂直接訴権を有すべき理論上の根拠なし。 一0七

条第二項は此理論に異りたる特別規定に外ならざるが故に之を単純なる復委任に類推適用するは正当なりということ

2

類推適用否定説

164 を得ず。委任者は唯第四二三条に依りて復受任者に対し事務処理を請求し得るに過ぎざるものとす」といわれている。(3) べて否定説を支持している。即ち、「これが生ずるのは、代理権を伴う受任者によつて復委任がなされた結果、 戦後の学説を見ても同様であり、例えば一○七条二項について研究をした林脇教授はこの点について次のように述

権利義務の関係を認めることが適当であるとすることに基づく」と。しかし、このように述べながらも、(4) 復受任者との間に代理関係が生ずるならば(復受任者は同時に復代理人となる)、同じ本人と復代理人との間に直接の 更に次のよ

本人と

うにいっている点は注目してよいであろう。

律 論 叢 法 るので、反対に、復代理人から本人に、復代理人が代理人に対してもつている権利の直接請求も認めることとなった。 を免れる結果、復代理人が代理人に対して持つ権利(たとえば報酬請求権)の実効が挙げられなくなるおそれが生ず 人から復代理人に対する直接請求だけを認めると、復代理人から本人に引渡がなされ代理人も本人に対する引渡義務 ら直接復代理人に引渡の請求を認める方が、たとえば代理人破産の場合にも本人の危険が防げる。このようにして本 求ができない。この引渡について、復代理人は代理人に、代理人は本人に対してその義務を負っているから、 務処理上復代理人が受取った金銭その他の物について、 「本人と復代理人との間の直接の権利義務の関係は、初め本人の復代理人に対する直接訴権として規定された」。「事 契約関係にしたがえば、本人は復代理人に対し直接引渡の請 本人か

あることが意識されているのである。それにもかかわらず、代理ということに拘泥して、代理以外への拡大が否定さ この制度が「直接訴権」の制度であること、そして、その趣旨が債権者たる本人また復受任者の保護に

判例としても、 一〇七条二項の類推適用を肯定した原判決を破棄した最判昭三一・一〇・一二(民集一〇巻一〇号

次のように述べる

受けるために、

るの

は代理の場合には限らないことになる(六五八条二項で寄託に準用されている)。

べていない。この判決の調査官解説は、(6) 性質に照らし再委託の場合にはこれを準用すべきでないと解するを相当とする」というだけであり、 する趣旨であり、 一二六〇頁) があるが、 代理に関する規定中民法一〇七条二項は、「その本質が単なる委任であって代理権を伴わない 商法五五二条 一項は問屋と委託者との関係につき、 一〇四条、一〇五条の類推適用は認めるが、一〇七条二項の類推適用 委任の規定を適用し、 代理 詳しい 0) 規定 理 は否定 問屋 由 は述 甪

債権者代位権の優先的債権回収制度への転用(三) 理人の代理行為の効果が法律上直接本人について生じる事実に対応せしめた特別規定と解すべきであるから、 法律関係のない単なる復委任の場合にはこれを類推適用すべき根拠を欠くわけである。 であるから、両者の間に直接の権利義務の発生しないことは契約理論上当然の帰結である。 問屋の場合にも同様に解すべきであ」る。(?) 「第一次の委任と第二次の委任とは別個独立の契約であり、 委任者と第二次の受任者との間には契約関係 単なる委任関係あるにすぎな 民法一〇七条二項は復代 はない か 0)

ことになるが、 の立場では、 考察 この点については当然に代金債権が移転するかといった問題があり、 一○七条二項の立法趣旨を、通説のように代理の場合に復代理人の行為により直接その効果を本人が 委任者の保護は、 受任者が復受任者に対して有する販売代金引渡請求権 後述するところに譲 につい て債権 譲渡を受ける

内部関係についても本人・代理人と同様の関係を認めるのが便宜であると理解するならば、

直接本人に

単にそのような便宜的な意義に止まらず、 権的効果は本人に帰属すること同じであり、 効果を帰属させない場合にはその適用の余地がないことになる。 本人または復代理人の債権 例外を認めないわけにはいくまい。 しかし、 の保護にもあるとすれば、この趣旨があては 委託販売のように処分授権の場合には、 それは別としても、 一〇七条二項を

166 物を売却し代金を受け取ったという場合にも、一○七条二項は類推適用されてよい。私見では、四二三条を転用して 例えば、 Xがその所有物の売却をMに依頼したが、 MがXの承認を得てYに売却を再委任した、Yがその名でその

優先的代位権を一般論として認めるが、これが裁判所により受け入れられない可能性が高いので、一〇七条二項を類

:適用により拡大しておくことは無意味ではない。

î 最判昭三一・一○・一二民集一○卷一○号一二六○頁の参考として掲げられている第二審判決(一二七○頁以下)。

 $\widehat{2}$ 我妻栄『價権各論中巻二』(昭三七)六七四頁。幾代通・広中俊雄編『新版註釈民法(16)』(平元)二二九頁(中川高男)

3 がこれに賛成をする。 鳩山秀夫『増訂日本債権法各論(下巻)』(大一三)六一七頁。他に代理以外への適用を否定するものとして、

價権各論下』(昭一八)一四六~七頁、三潴信三『契約法』(昭一五)二七九頁、永田菊四郎『新民法要義第三巻下債権各論』 権法各論」(大一三)四二七頁、磯谷幸次郎『債権法論(各論)下巻』(昭四)六七二頁、沼義雄『綜合日本民法論別巻第五

律

法

5 4 (契約法)』(昭五七)三五○頁など。 (昭三四)二六七頁、末川博『契約法下』(昭五○)二○五頁、星野英一『民法概論Ⅳ』(昭五一)二七六頁、 林脇・前掲注(4)論文一九~二〇頁。 林脇とし子「復代理人の地位に関する一考察」法学研究五一巻三号(昭五三)一九頁。 石田穣『民法V

6 これに賛成するものとして、 水本浩編『注解法律学全集10民法Ⅰ〔絵則(2)〕』(平七)八七頁 (大島和夫) など。

北村良一「最高裁判例解説」"最高裁判所判例解説民事編昭和三十一年度」(昭三二) 一八〇頁